

令和8年4月期 プロポーザル方式及び 総合評価落札方式について

修正

追加

: これが付いているページは、R8年4月期版で修正、追加したもの

令和8年4月更新
企画部 技術管理課

入札・契約に係る事務手続き(業務) 目次

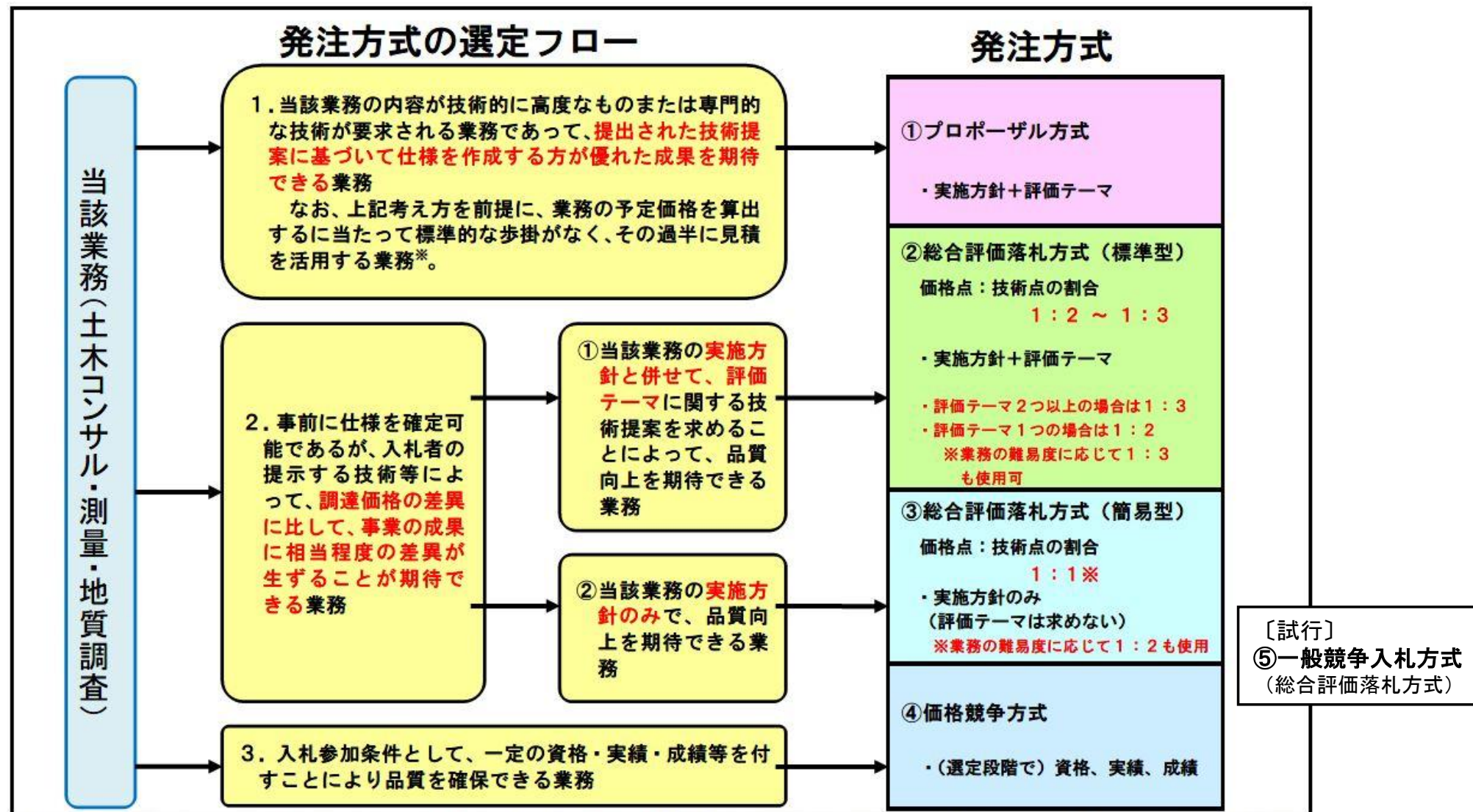
■令和8年4月期のプロポーザル方式及び総合評価落札方式について	
1. 業務内容に応じた発注方式の選定	P 3
2. 予定価格に応じた調達方式・調達形態	P 1 1
3. 発注方式別の契約手続きにかかる標準日数を踏まえたスケジュール設定	P 1 9
4. プロポーザル方式及び総合評価落札方式、競争入札方式の記載例	P 2 2
5. 発注方式別の項目別標準配点例	P 2 5
6. 同種・類似実績、地域要件、地域精通度、その他の設定に関する補足	P 3 3
7. 選定・指名段階における評価に関する確認内容等	P 3 6
8. 特定・入札段階における評価に関する確認内容等	P 5 2
■参考資料	P 5 9
・参考1. 低入札価格調査基準の算入率・範囲の改定について	
・参考2. 品質確保基準価格による低価格入札対策の試行	
・参考3. 業務事故による受注機会への影響	

1. 業務内容に応じた発注方式の選定

1. 業務内容に応じた発注方式の選定

■業務内容に応じた発注方式の選定

以下の調達方式の選定フローを参考に調達方式を選定する。



※予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる。

※協議調整、地元説明、厳しい施工条件での設計等、業務の特性を考慮の上、プロポーザル方式の選定も検討する。

1. 業務内容に応じた発注方式の選定

■標準的な発注方式の適用（象限図）（1）

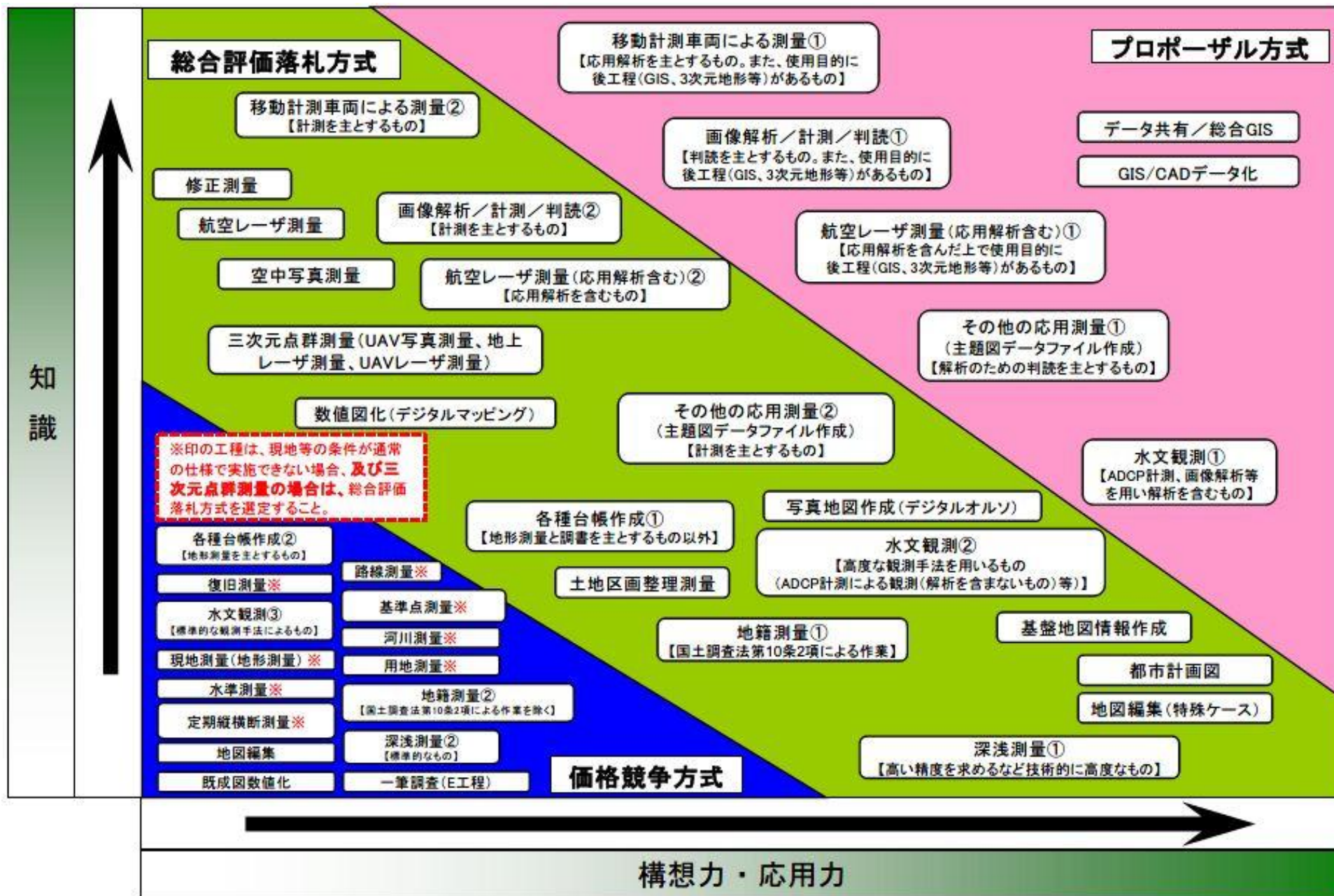
【地質における標準的な業務内容の適用】



1. 業務内容に応じた発注方式の選定

■標準的な発注方式の適用（象限図）（2）

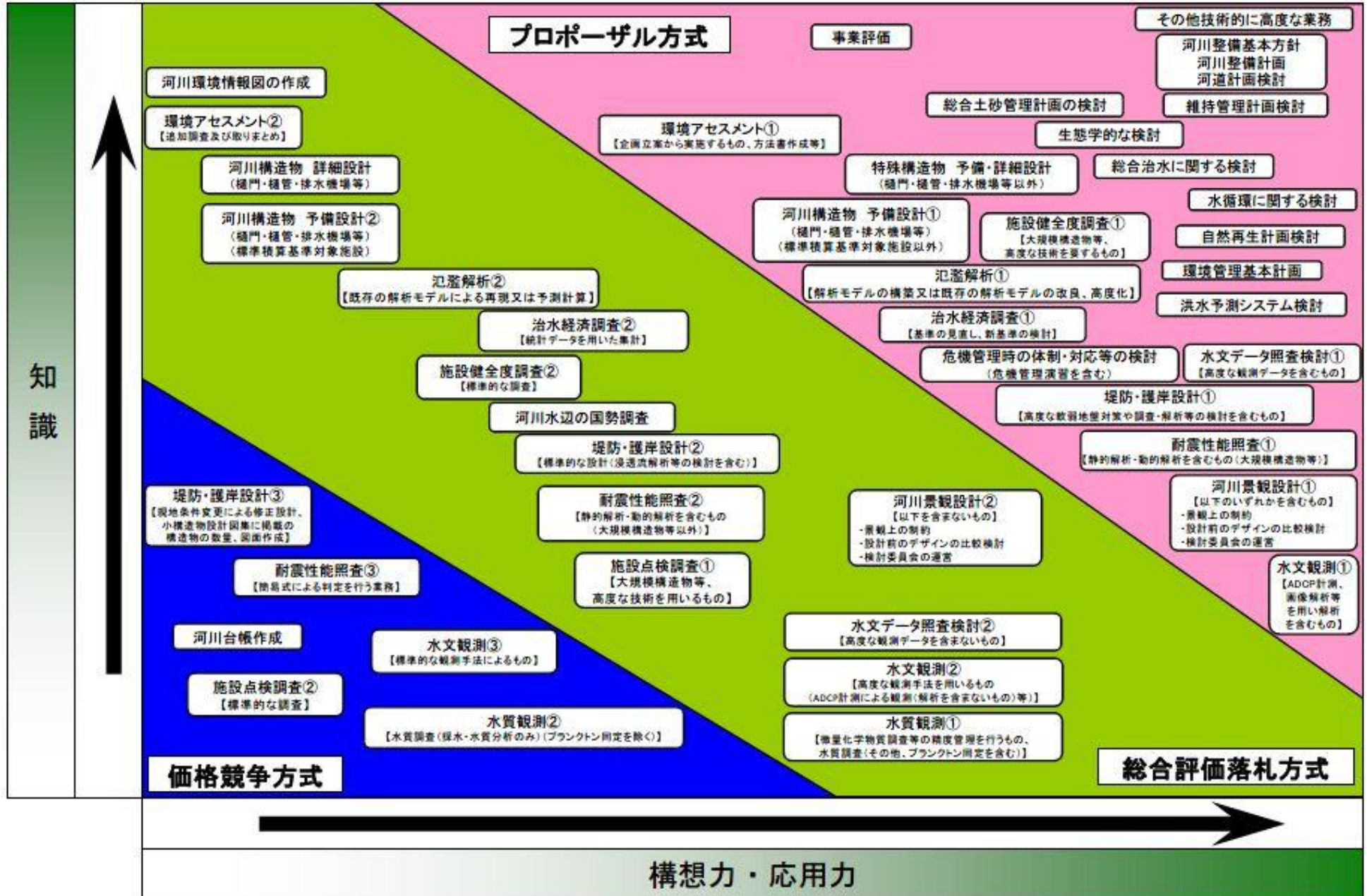
【測量における標準的な業務内容の適用】



1. 業務内容に応じた発注方式の選定

■標準的な発注方式の適用（象限図）（3）

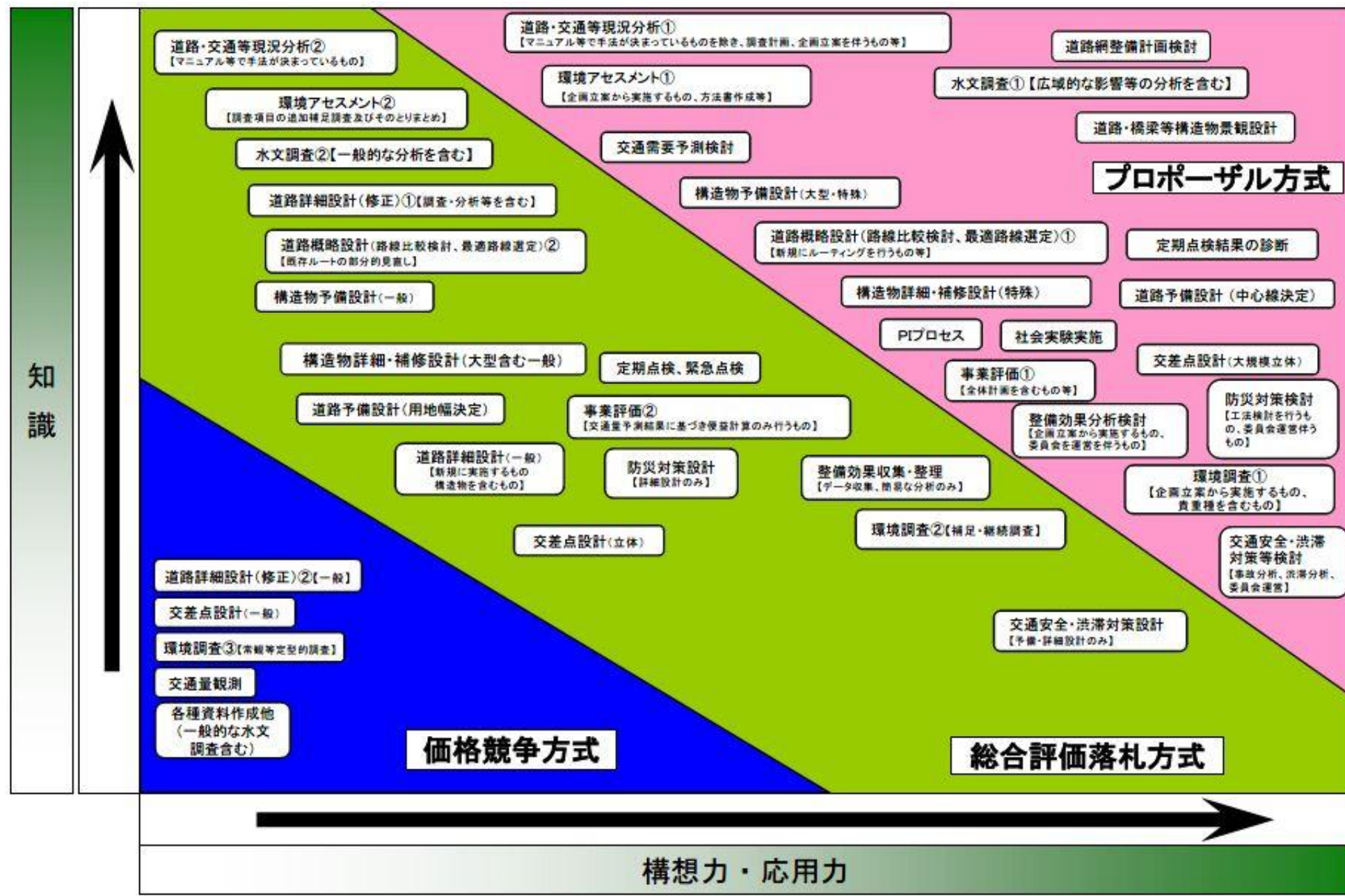
【河川における標準的な業務内容の適用】



1. 業務内容に応じた発注方式の選定

■標準的な発注方式の適用（象限図）（4）

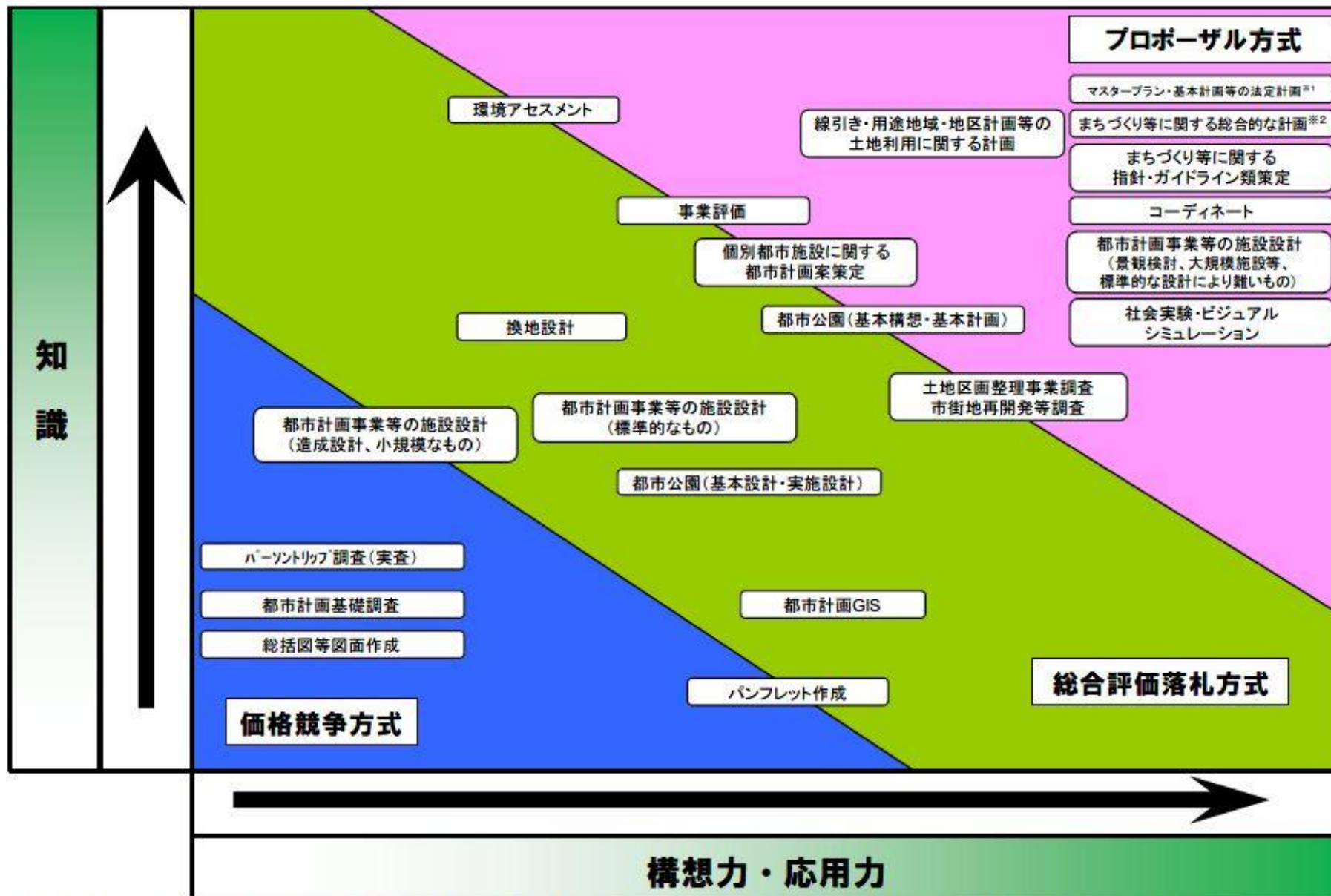
【道路における標準的な業務内容の適用】



1. 業務内容に応じた発注方式の選定

■標準的な発注方式の適用（象限図）（5）

【都市における標準的な業務内容の適用】

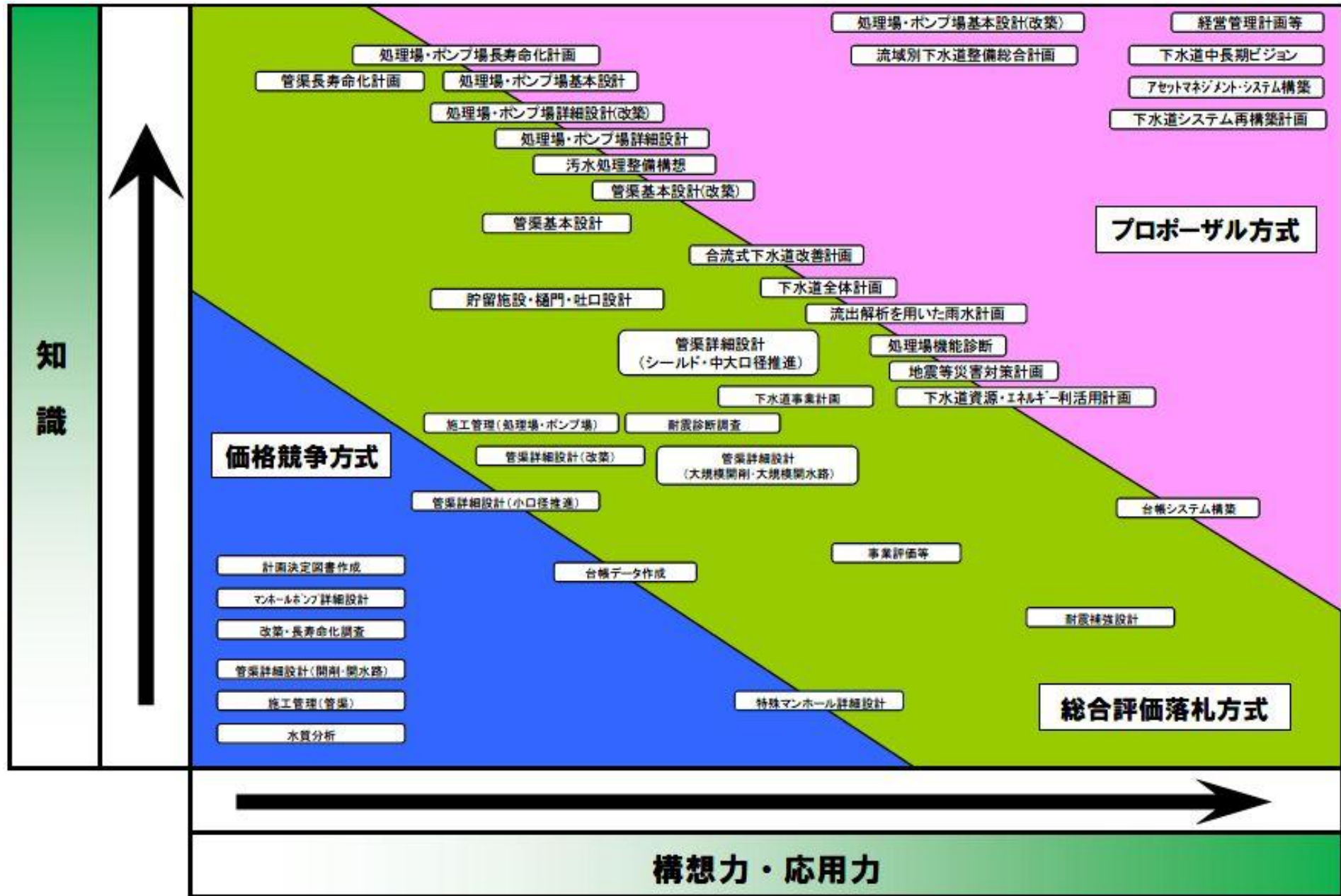


※1 都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン、都市再開発方針、緑の基本計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画 等
 ※2 都市交通に関するマスタープラン・戦略、市街地整備に関する戦略（大街区化等）、都市の観光・環境（低炭素都市づくり等）、防災等に関する基本的な計画 等

1. 業務内容に応じた発注方式の選定

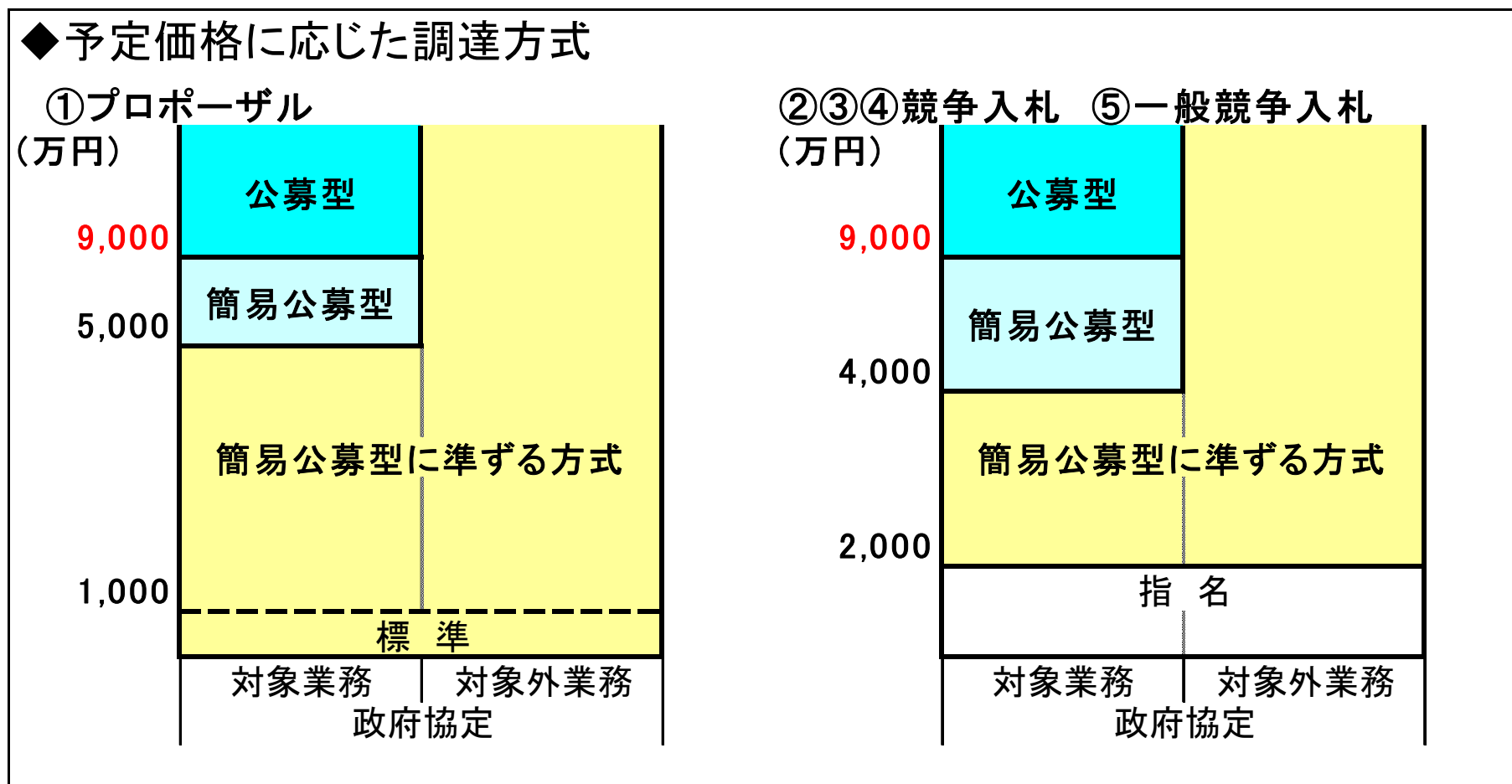
■標準的な発注方式の適用（象限図）（6）

【下水における標準的な業務内容の適用】



2. 予定価格に応じた調達方式・調達形態

2. 予定価格に応じた調達方式・調達形態



- ※1 標準プロポーザルについては原則選定せず、簡易公募型に準ずる方式とする。
- ※2 競争入札について、2,000万円未満の予定価格についても、簡易公募型に準ずる方式とすることもできるものとする。（指名競争はH29年度に2,000万円未満まで可とする運用に変更。）
- ※3 ⑤一般競争入札は、②③④競争入札に準ずる。

2. 予定価格に応じた調達方式・調達形態

■WTOの政府調達に関する協定（GPA：Agreement on Government Procurement）

・協定の適用を受ける価額の条件

この協定は、公示を行う時点において契約の価額が基準額と同額又はこれを超えるものと見積もられる調達契約について適用する。

・協定の適用を受ける基準額

WTO基準額は、邦貨換算額（SDR→円）を基に2年毎に改定され、官報により告示される。

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に契約を締結する建設コンサルタント業務等に適用する基準額：9,000万円

・協定の適用を受ける対象サービスの範囲（詳細）

- ・ 建築のためのサービス
- ・ エンジニアリング・サービス
- ・ その他の技術的サービス



ただし、独立して調達される場合の右記のサービスを除く

※政府調達協定より作成

- ・ 建築設計サービス（CPC86712）の実施設計サービス
- ・ 契約監理サービス（CPC86713）
- ・ 基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス（CPC86722）、建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス（CPC86723）又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービス（CPC86724）のうちいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス
- ・ 建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービス（CPC86727）

2. 予定価格に応じた調達方式・調達形態

■WTOの政府調達に関する協定（GPA：Agreement on Government Procurement）

協定の適用を受ける対象サービスの範囲について、土木関係業務に当てはめた場合の業務例

政府調達協定適用対象外業務		政府調達協定適用対象業務		
	価格競争	技術競争	価格競争	技術競争
業務例	<ul style="list-style-type: none"> ○土木詳細設計業務（一般的なもの） ○発注者支援業務 ○資料整理業務 ○交通量調査業務 	<ul style="list-style-type: none"> ○土木詳細設計業務 ※技術力（コスト縮減・工期短縮・環境対策・景観デザイン等）が要求されるもの。 ○発注者支援業務（高度な技術力等を要する場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ○測量 ○地質調査等 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本設計・予備設計・都市計画調査・地域計画調査 ○重要構造物の計画調査・環境影響調査、景観調査 ○計画から設計まで一括発注
	<ul style="list-style-type: none"> ○主たる工種の歩掛が有る定型業務 	<ul style="list-style-type: none"> ○技術的に高度な業務 ○歩掛の有無に係わらない 	<ul style="list-style-type: none"> ○主たる工種の歩掛が有る定型業務 	<ul style="list-style-type: none"> ○技術的に高度な業務 ○歩掛の有無に係わらない
業務内容				

【試行】業務能力評価型の試行

■業務能力評価型の試行

【令和7年度実施方針より】

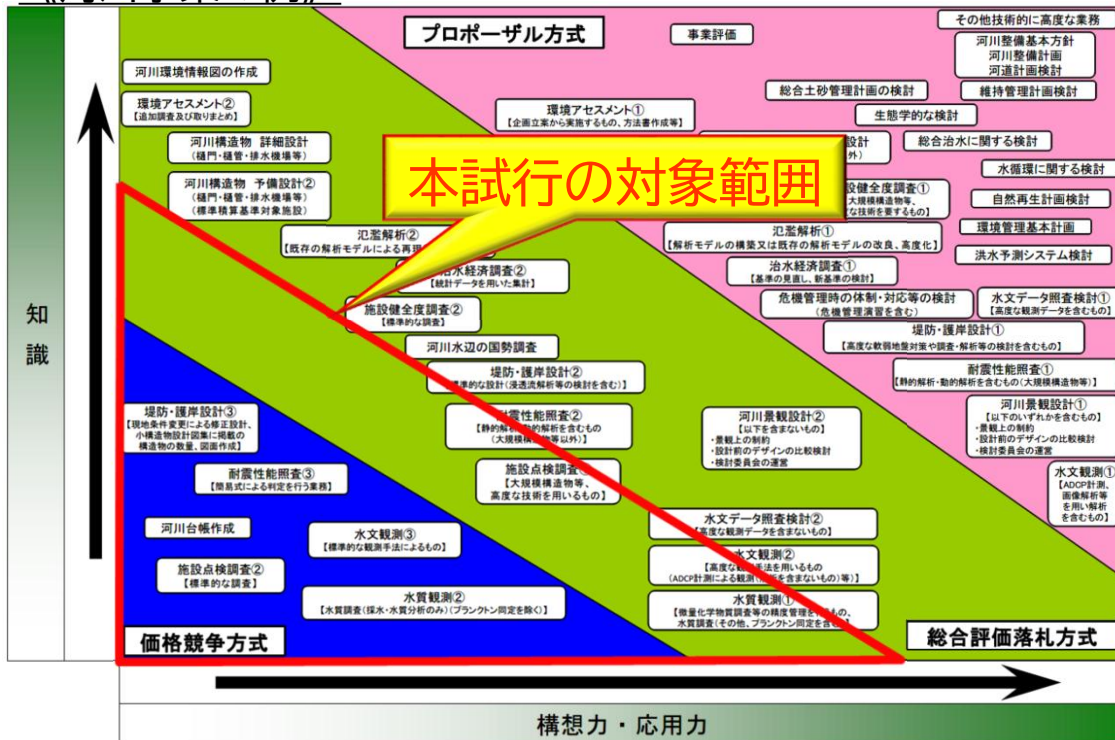
- 技術提案書等の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的とする。
- 実施方針の提出・評価を省略し、企業及び技術者の資格、経験等の評価により評価点を決定する。**
- 企業及び技術者の評価点固定化を防止するために、**同種又は類似業務成績の評価を追加する。**
- 一般競争入札方式とすることで、指名段階の手続きが省略可能となり、手続き期間も短縮できる。**

◆単純な調査や測量、設計などの比較的難易度の低い業務は、標準的な実施方法等が広く認知され、具体的な工夫や提案の余地が少ないため、実施方針への記載も一般的な内容になりやすい



◆評価に差が付きにくい → ★**実施方針の提出・評価を省略**

《河川事業の例》



《入札時配点例》

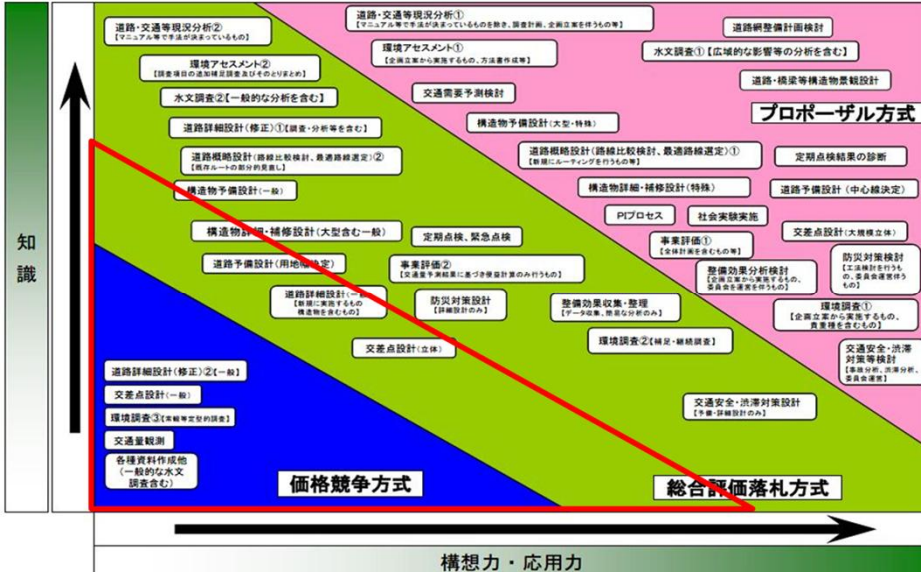
評価項目	評価内容	評価の着目点	設定	発注方式	
				総合評価(簡易型)(1:1)業務能力評価型	
企業	企業	技術部門登録	◎	5	
		同種又は類似業務等の実績(過去10年度間+α)	◎	9(5)	
		迅速性(営業拠点)	—	確認のみ	
		当該事務所、周辺での受注実績(過去10年度間+α)	○	(4)	
		ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定	◎	1	
		計(%)		15【15%】	
		同種又は類似業務の成績	◎	10	
		業務の成績(過去2年度間)	◎	20	
		業務表彰の有無(過去2年度間+α)	◎	5	
		計【%】		35【35%】	
集計【%】		50【50%】			
予定技術者	管理技術者	技術者資格等	◎	10(5)【確認のみ】	
		同種又は類似業務等の実績	◎	5	
		当該業務従事期間	○	[5]	
		CPDの取得状況	◎	2	
		当該事務所、周辺での受注実績	○	(5)	
		計【%】		17【17%】	
		同種又は類似業務の成績(技術者評定点)	◎	10	
		業務の成績(技術者評定点)(過去4年度間)	◎	18(15)	
		業務表彰の有無(過去4年度間+α)	◎	5	
		手持ち業務件数、金額	—	確認のみ	
計【%】		33【33%】			
担当技術者	技術者資格等	○	[3]		
照査技術者	技術者資格等	○	[3]		
集計【%】		50【50%】			
業務実施体制の妥当性				—	確認のみ
技術評価の合計【%】					100【100%】

【試行】業務能力評価型の試行

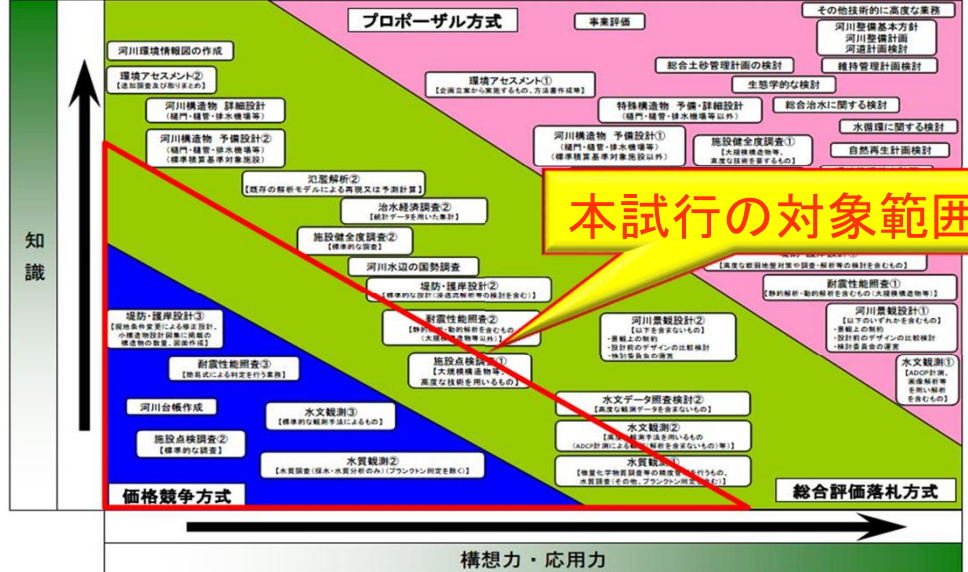
■業務能力評価型の試行【象限図による適用業務範囲】

- 河川事業以外の業種についても設定。対象範囲にかかっているものは業務の内容を踏まえ適用を検討。かかっていないものは、適用対象外。 ※あくまでも総合評価落札方式の中で、知識、構想力・応用力が高くない案件が対象

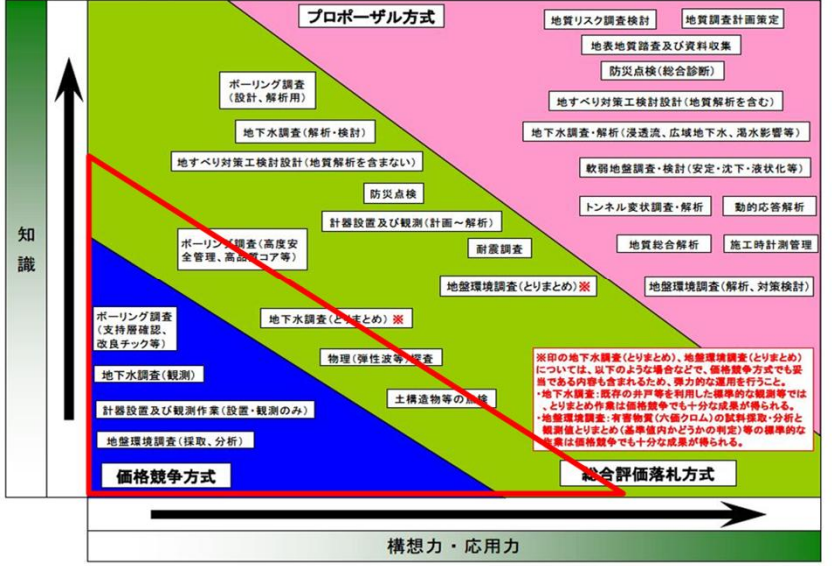
《道路事業》



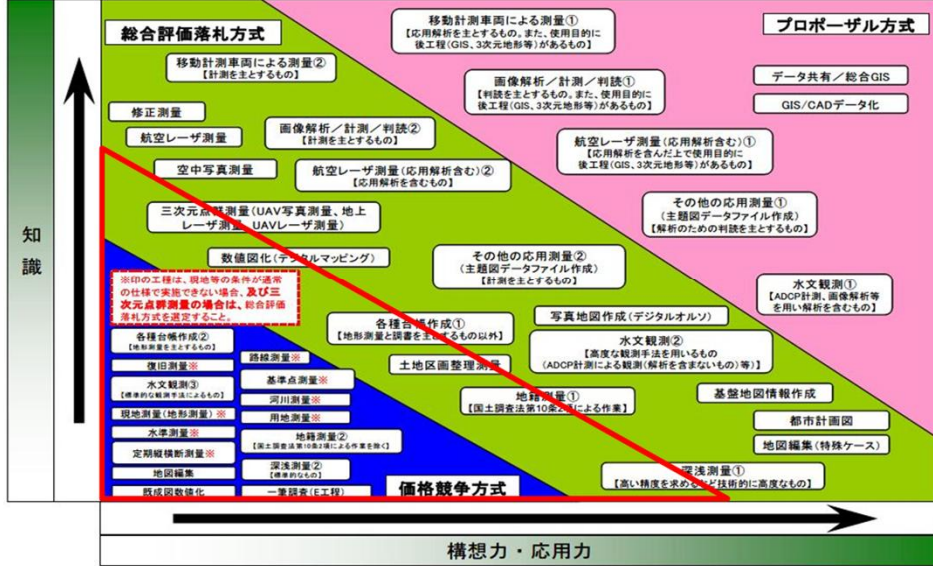
《河川事業》



《地質》



《測量》



【試行】業務能力評価型の試行

■業務能力評価型の試行【評価方法の見直し】

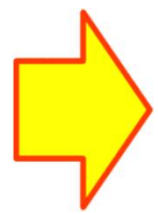
【評価方法の見直し】

- ・同種・類似業務の業務成績の評価については、令和7年10月期より、近年の成績評定点を評価するよう見直しを行う。
- ・見直し後の評価内容は、企業及び技術者の成績評定点平均値評価と同様の期間（企業は2年度+ α 、技術者は4年度間+ α ）の実績業務における成績評価を加点評価の対象とする。

【企業評価による見直し内容】

■現状（過去10年間）

同種業務または類似業務の業務成績	同種業務または類似業務として申請した業務について、国土交通省（港湾空港関係を除く）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）が発注した業務の場合に、テクリス登録業務評定点により以下のとおり評価する。なお同種（類似）業務が複数件申請できる場合、配点が低い業務で評価する。	①10
		②7
		③4
		④6
		⑤4
		⑥2
		⑦0
		⑦0
	① 80点以上：同種業務	
	② 79点：同種業務	
	③ 78点：同種業務	
	④ 80点以上：類似業務	
	⑤ 79点：類似業務	
	⑥ 78点：類似業務	
	⑦ 上記以外は加点しない。	



■見直し（2年度間+ α ）

同種業務または類似業務の業務成績 【2年度間+ α 】	同種業務または類似業務として申請した業務について、国土交通省（港湾空港関係を除く）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）が発注した令和5年度以降の完了業務の場合に、テクリス登録業務評定点により以下のとおり評価する。なお同種（類似）業務が複数件申請できる場合、配点が低い業務で評価する。	①10
		②7
		③4
		④6
		⑤4
		⑥2
		⑦0
		⑦0
	① 80点以上：同種業務	
	② 79点：同種業務	
	③ 78点：同種業務	
	④ 80点以上：類似業務	
	⑤ 79点：類似業務	
	⑥ 78点：類似業務	
	⑦ 上記以外及び令和4年度以前の完了業務の場合は加点しない。	

【技術者評価による見直し内容】

■現状（過去10年間）

同種業務または類似業務の業務成績	同種業務または類似業務として申請した業務について、国土交通省（港湾空港関係を除く）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）が発注した業務の場合に、テクリス登録業務評定点により以下のとおり評価する。なお同種（類似）業務を複数件申請できる場合、配点が低い業務で評価する。	①10	
		②7	
		③4	
		④5	
		⑤3	
		⑥1	
		⑦6	
		⑧4	
		⑨2	
		⑩3	
		⑪1	
		⑫0	
		① 80点以上：同種業務に管理（主任）技術者として従事	
		② 79点：同種業務に管理（主任）技術者として従事	
	③ 78点：同種業務に管理（主任）技術者として従事		
	④ 80点以上：同種業務に担当技術者として従事		
	⑤ 79点：同種業務に担当技術者として従事		
	⑥ 78点：同種業務に担当技術者として従事		
	⑦ 80点以上：類似業務に管理（主任）技術者として従事		
	⑧ 79点：類似業務に管理（主任）技術者として従事		
	⑨ 78点：類似業務に管理（主任）技術者として従事		
	⑩ 80点以上：類似業務に担当技術者として従事		
	⑪ 78点以上：類似業務に担当技術者として従事		
	⑫ 上記以外は加点しない。		



■見直し（4年度間+ α ）

同種業務または類似業務の業務成績 【4年度間+ α 】	同種業務または類似業務として申請した業務について、国土交通省（港湾空港関係を除く）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）が発注した令和3年度以降の完了業務の場合に、テクリス登録業務評定点により以下のとおり評価する。なお同種（類似）業務を複数件申請できる場合、配点が低い業務で評価する。	①10	
		②7	
		③4	
		④5	
		⑤3	
		⑥1	
		⑦6	
		⑧4	
		⑨2	
		⑩3	
		⑪1	
		⑫0	
		① 80点以上：同種業務に管理（主任）技術者として従事	
		② 79点：同種業務に管理（主任）技術者として従事	
	③ 78点：同種業務に管理（主任）技術者として従事		
	④ 80点以上：同種業務に担当技術者として従事		
	⑤ 79点：同種業務に担当技術者として従事		
	⑥ 78点：同種業務に担当技術者として従事		
	⑦ 80点以上：類似業務に管理（主任）技術者として従事		
	⑧ 79点：類似業務に管理（主任）技術者として従事		
	⑨ 78点：類似業務に管理（主任）技術者として従事		
	⑩ 80点以上：類似業務に担当技術者として従事		
	⑪ 78点以上：類似業務に担当技術者として従事		
	⑫ 上記以外及び令和2年度以前の完了業務の場合は加点しない。		

【試行】一括審査方式の試行

■一括審査方式の試行

【対象：総合評価落札方式】

【令和7年度実施方針より】

○技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入札契約手続きを目的とする。**（一般競争入札（業務能力評価型）、同業種JV対象も追加）**
 ○発注の見通しの公表時に一括審査方式及びグループの明示を行い、対象業務を明確化する。

【発注見通しの公表イメージ】

業務名：令和2年度 ○○河川国道事務所 ○○地質調査業務
 1) 業務区分：地質調査業務 (中略)
 5) その他：総合評価落札方式 一括審査方式(道路1)

業務名：令和2年度 ●●地質調査業務
 1) 業務区分：地質調査業務 (中略)
 5) その他：総合評価落札方式 一括審査方式(道路1)

一括審査のグループを明示

【一括審査の落札者決定イメージ】

落札順番 (落札決定順)	業者ア	業者イ	業者ウ	業者エ
A業務 1番目	落札決定 1位	入札なし (不参加)	2位	3位
B業務 2番目	無効	落札決定 1位	2位	入札なし (不参加)
C業務 3番目	無効	無効	落札決定 1位	2位

※順位づけの後、評価点順位の最上位の者から落札決定する
 ※落札決定を受けた者は、以降の入札は無効となる

【競争参加者の資料提出イメージ】

A業務
 様式-1 様式-2 ~ 様式-10 様式-11 様式-12

B業務
 様式-1 省略 様式-11 省略

C業務
 様式-1 省略 様式-11 省略

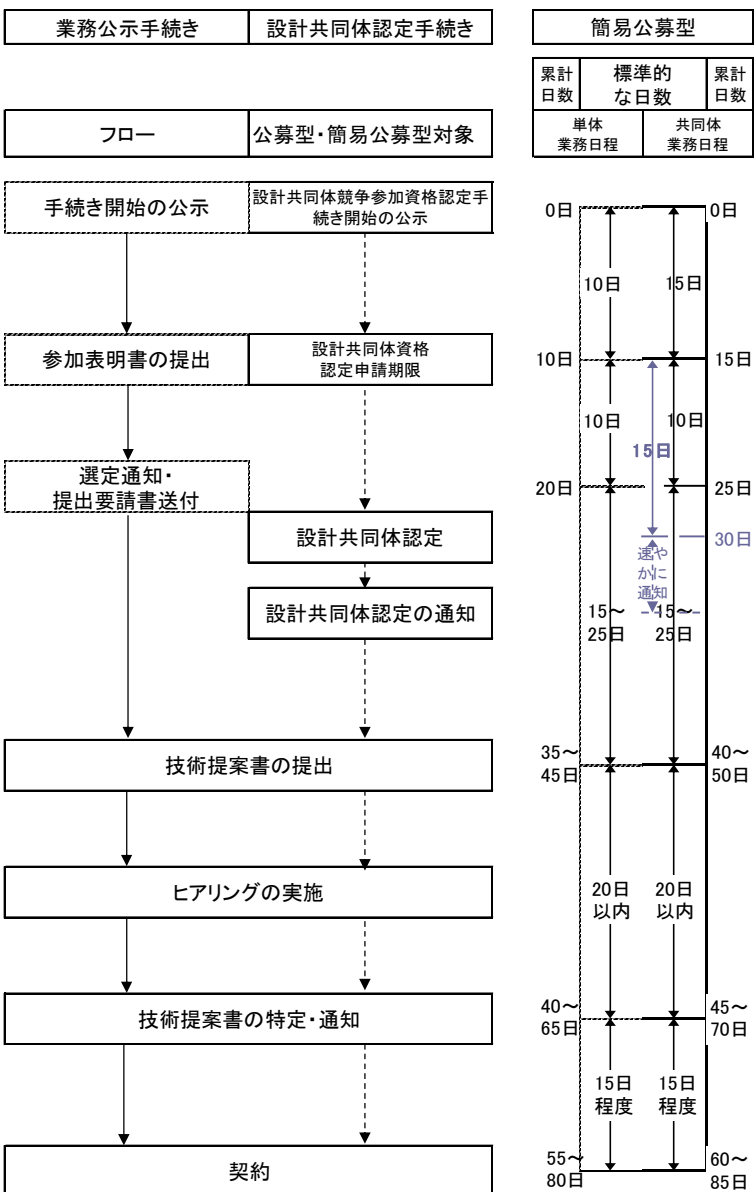
B、C業務は様式-2～10、12を省略

- 「参加表明書(表紙)」様式-1は、すべての業務に提出
- 「技術提案書(表紙)」様式-11は、指名されたすべての業務に提出

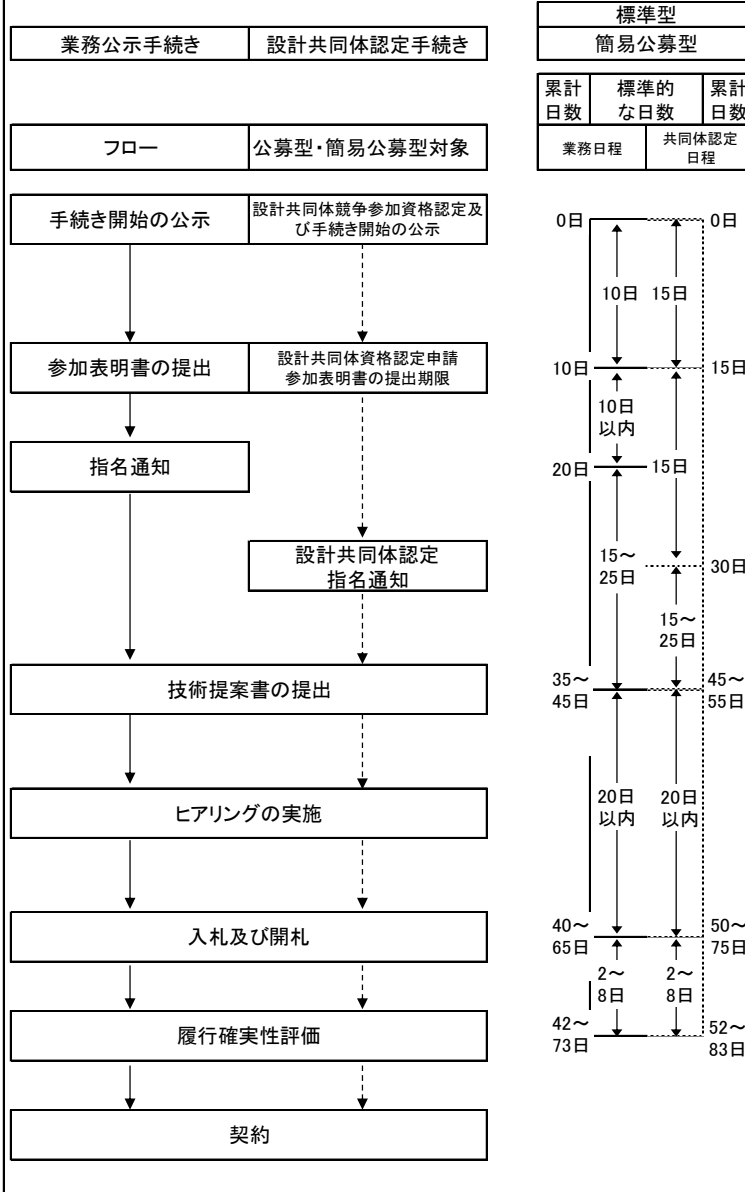
3. 発注方式別の契約手続きにかかる 標準日数を踏まえたスケジュール設定

3. 発注方式別の契約手続きにかかる標準日数を踏まえたスケジュール設定

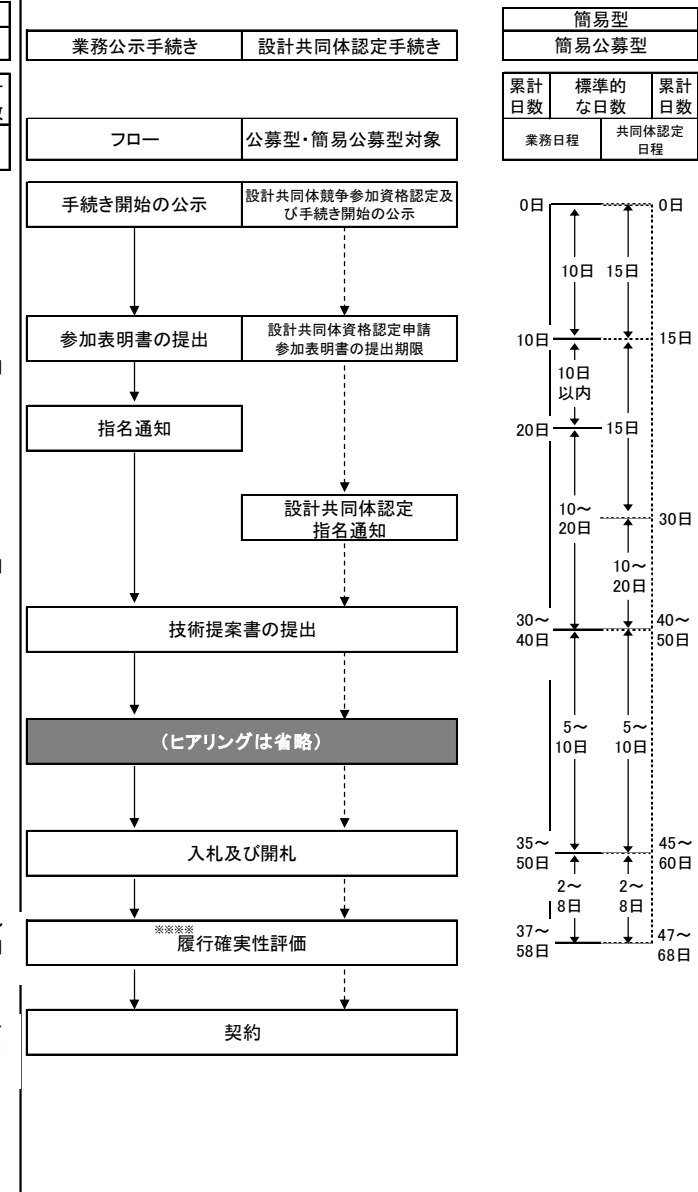
① プロポーザル方式



② 総合評価落札方式(標準型)

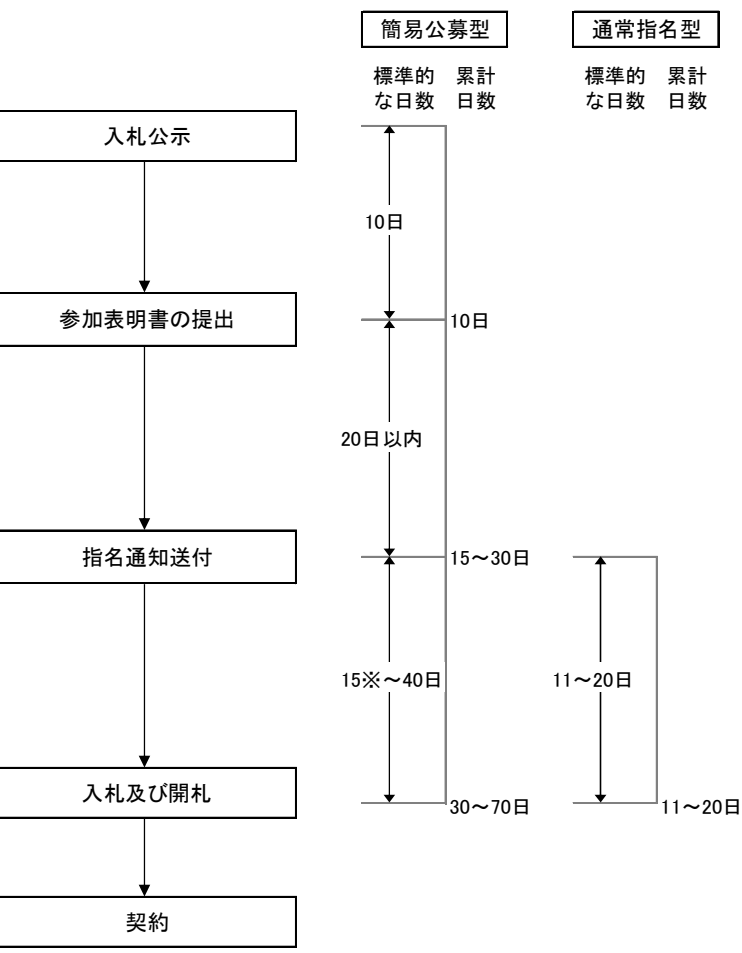


③ 総合評価落札方式(簡易型)

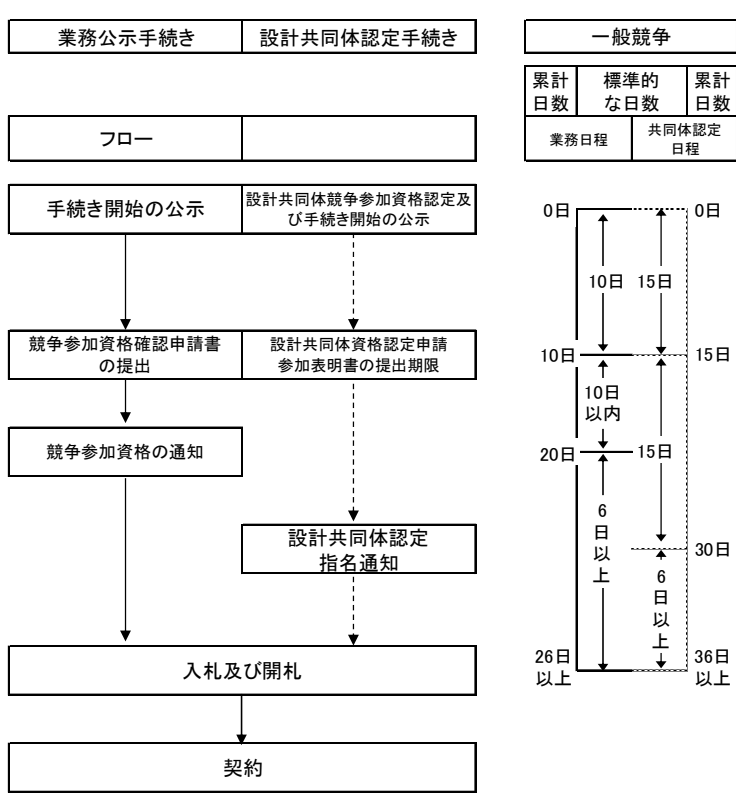


3. 発注方式別の契約手続きにかかる標準日数を踏まえたスケジュール設定

④ 価格競争方式



⑤ 一般競争入札方式(業務能力評価型)



4. プロポーザル方式及び総合評価落札方式、競争入札方式の記載例

4. プロポーザル方式及び総合評価落札方式、競争入札方式の記載例

■入札説明書ひな形の分冊化の概要と構成

<分冊化の背景・目的>

○業務の入契資料の作成に、担当課長等の時間が取られるとの声を受け、業務改善の一環として実施したものの。

○入札説明書を共通事項編と個別事項編に分冊することで、担当課長等の編集作業が必要なものは、個別事項資料のみとなる。

また発注前の発注担当課・契約担当課の内容確認作業、申請者の確認についても、基本的に個別事項のみとなり、チェック等の簡素化が図れるものと考えている。

<入札説明書の構成>

①入札説明書（共通事項）

○共通する文章のみを記載。

○「令和8年4月版」等、時点毎に変更する。

○データの修正は局で行い、事務所配付はPDFデータのみ。

○個別に修正することは不可とし、「令和〇年〇月版」データは全事務所統一とする。

②入札説明書（個別事項）

○入札説明書（共通事項）に記載できない部分を記載。

○業務毎に記載する。

③入札説明書（個別事項【別表】）

○日時関係のみを表形式で示したもの。

○業務毎に記載する。

④入札説明書（個別事項【評価表】）

○配点関係を表形式で示したもの。

○業務毎に発注内容に応じてシートを選択し、追記等を行う。

公告の際には
1つのPDFファイルとする。

4. プロポーザル方式及び総合評価落札方式、競争入札方式の記載例

■入札説明書の分冊化の概要

分冊化イメージ

従来(R6.4版)

- ①入札公告
- ②入札説明書
- ③様式



R6.10版から運用

- ①入札公告
 - ②入札説明書 (共通事項)
入札説明書 (個別事項)
入札説明書 (個別事項【別表】)
入札説明書 (個別事項【評価表】)
 - ③様式
- 個別事項編

【留意点】

分冊化に伴い、記述箇所は個別事項のみで簡素化になっているが、**共通事項は必ず内容を確認しておくこと。**

5. 発注方式別の項目別標準配点例

5. 発注方式別の項目別標準配点例

■配点ウエイトの基本的な考え方

- ◆「選定・指名時」においては企業・配置予定技術者を評価する。
- ◆「特定・入札時」については配置予定技術者・技術提案書を評価する。
なお、総合評価落札方式については価格についても評価。
- ◆価格競争方式については、価格のみ評価。
- ◆一般競争方式総合評価落札方式（業務能力評価型）は企業・配置予定技術者を評価する。

調達方式	選定・指名段階の技術評価			
①プロポーザル方式				
②総合評価落札方式	15%	35%	15%	35%
	企業の資格・実績等	企業の成績・表彰	技術者の資格・実績等	技術者の成績・表彰
	10~15%	25~35%	15~20%	35~45%
③価格競争方式				

調達方式	特定・入札段階の技術評価				
①プロポーザル方式 5者選定	25%		75%		
	8.5%	16.5%	特定テーマ		
	技術者の資格・実績等	技術者の成績・表彰			
②-1 総合評価落札方式 (標準型1:3) 10者指名 R6.4から原則適用しない	25%		75%		
	8.5%	16.5%	評価テーマ		賞上げ
	価格点	技術者の資格・実績等	技術者の成績・表彰	履行確実度	
②-2 総合評価落札方式 (標準型1:2) 10者指名	33.3%		66.7%		
	11.3%	22%	評価テーマ		賞上げ
	価格点	技術者の資格・実績等	技術者の成績・表彰	履行確実度	
②-3 総合評価落札方式 (簡易型1:1) 10者指名	50%		50%		
	17%	33%	実施方針		賞上げ
	価格点	技術者の資格・実績等	技術者の成績・表彰	履行確実度	
②(試行) 総合評価落札方式 (簡易型1:1) (業務能力評価型) 一般競争方式	15%	35%	17%	33%	賞上げ
	価格点	企業の資格・実績等	企業の成績	技術者の資格・実績等	技術者の成績
	履行確実度				
③価格競争方式 10者指名	価格				

5. 発注方式別の項目別標準配点例(1)

1) 選定・指名段階

評価項目	評価内容	評価の着目点	設定	発注方式			評価項目毎の評価基準					
				プロポ (総合評価型)	総合評価 (標準型) (1:2)	総合評価 (簡易型) (1:1)	A評価 (100%)	B評価 (50%)	C評価		選定しない 指名しない	
									加点しない			
企業	企業	技術部門登録	◎	5	5	5[確認のみ]	5	—	0	[登録無]		
		同種又は類似業務等の実績 (過去10年度間+α)	◎	9.5	9.5(5)	9.5(5)[10]	9.5(5)	5(3)	—	実績無		
		迅速性(営業拠点)	—	原則 設定しない	確認のみ		—	—	—	—		
		当該事務所、周辺での受注 実績(過去10年度間+α)	○		(4.5)	(4.5)[4.5]	(4.5)	(2)	(0)	—		
		ワーク・ライフ・バランス等推進企 業の認定	◎	0.5	0.5	0.5	0.5	—	0	—		
		計[%]		15[15%]	15[15%]	15[15%]	—	—	—	—		
		業務の成績 (過去2年度間)	◎	30	30	30	30 <100%>	27<90%> 24<80%> 21<70%> 18<60%> 15<50%> 9<30%> 3<10%>	0	—		
		業務表彰の有無 (過去2年度間+α)	◎	5	5	5	5	B:3 B:2	0	—		
		計[%]		35[35%]	35[35%]	35[35%]	—	—	—	—		
		集計[%]		50[50%]	50[50%]	50[50%]	—	—	—	—		
		予定 技術者	管理 技術者	技術者資格等	◎	10(5)	10(5)[確認のみ]	10(5)[確認のみ]	10(5)	5(3)	0	[資格無]
				同種又は類似業務等の実績 (過去10年度間+α)	◎	5	5	5	5	3	—	実績無
				手持ち業務金額及び件数	—	確認のみ		—	—	—	—	業務量超過
				当該業務従事期間	○	[5]	[5]	[5]	[5]	[3]	[0]	—
当該事務所、周辺での受注 実績(過去10年度間+α)	○			原則 設定しない	(5)	(5)	(5)	(3)	(0)	—		
計[%]				15[15%]	15[15%]	15[15%]	—	—	—	—		
業務の成績(技術者評定点) (過去4年度間)	◎			30	30	30	30 <100%>	27<90%> 24<80%> 21<70%> 18<60%> 15<50%> 9<30%> 3<10%>	0	—		
業務表彰の有無 (過去4年度間+α)	◎			5	5	5	5	B:3 B:2	0	—		
計[%]				35[35%]	35[35%]	35[35%]	—	—	—	—		
集計[%]				50[50%]	50[50%]	50[50%]	—	—	—	—		
業務実施体制の妥当性	—	確認のみ		—	—	—	—	—	不適切			
合計[%]		100[100%]	100[100%]	100[100%]	—	—	—	—				

※αは、参加表明書提出期限日までの期間 ():近隣地域実績を評価する場合 []:測量的場合

5. 発注方式別の項目別標準配点例(2)

2) 特定・入札段階（企業評価）

※管理技術者のみ評価する業務に適用

■一般競争入札総合評価落札方式（業務能力評価型）の試行業務のみ適用。

評価項目	評価内容	評価の着目点	設定	発注方式			評価項目毎の評価基準				
				プロポ (総合評価型)	総合評価 (標準型)(1:2)	総合評価 (簡易型)(1:1)	総合評価 (簡易型)(1:1) 業務能力評価型	A評価 (100%)	B評価 (50%)	C評価 加点しない	無効 (特定しない) (指名しない)
企業	資格・実績	技術部門登録	◎	設定無	設定無	設定無	5[確認のみ]	5	—	0	[登録無]
		同種又は類似業務等の実績 (過去10年度間+α)	◎				9.5(5)[10]	9.5(5)	5(3)	—	実績無
		迅速性(営業拠点)	—				確認のみ	—	—	—	該当しない
		当該事務所、周辺での受注実績 (過去10年度間+α)	○				(4.5)[4.5]	(4.5)	(2)	(0)	—
		ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定	◎				0.5	0.5	—	0	—
		計(%)					15[15%]	—	—	—	—
	成績・表彰	同種又は類似業務の成績 (過去2年度間+α)	◎				10	10	同種 類似 — 6 7 4 4 2	0	—
		業務の成績 (過去2年度間)	◎				20	20 <100%>	18<90%> 16<80%> 14<70%> 12<60%> 10<50%> 6<30%> 2<10%>	0	—
		業務表彰の有無 (過去2年度間+α)	◎				5	5	B:3 B':2	0	—
		計【%】					35[35%]	—	—	—	—
		集計【%】					50[50%]	—	—	—	—

※αは、参加表明書提出期限日までの期間

(): 近隣地域実績を評価する場合

[] : 測量の場合

5. 発注方式別の項目別標準配点例(3)

3) - 1 特定・入札段階 (予定技術者)

※管理技術者のみ評価する業務に適用

- 「技術者資格登録簿」の区分に該当する資格の記載がない場合。
- 又は、「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者に係る資格のみ記載がある場合。
- 又は、「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者及び照査技術者に係る資格の記載がある場合 (計画・調査・設計業務で、照査技術者を設定しない業務の場合)

評価項目	評価内容	評価の着目点	設定	発注方式				評価項目毎の評価基準				
				プロポ (総合評価型)	総合評価 (標準型) (1:2)	総合評価 (簡易型) (1:1)	総合評価 (簡易型) (1:1) 業務能力評価型	A評価 (100%)	B評価 (50%)	C評価	無効 (特定しない) (指名しない)	
								加点しない				
予定技術者	資格・実績	技術者資格等	◎	10[確認のみ]	10(5)[確認のみ]	10(5)[確認のみ]	10(5)[確認のみ]	10(5)	5(3)	0(0)	[資格無]	
		同種又は類似業務等の実績	◎	5[10]	5	5	5	5	3	-	実績無	
		当該業務従事期間	○	[5]	[5]	[5]	[2]	[5]	[3]	[0]	-	
		CPDの取得状況	◎	2	2	2	2	2	1	0	-	
		当該事務所、周辺での受注実績	○	設定しない	(5)	(5)	(5)	(5)	(3)	(0)	-	
		計【%】		17[8.5%]	17[11.3%]	17[17%]	17[17%]	-	-	-	-	
	管理技術者	成績・表彰	同種または類似業務の成績 (業務評定点) (過去4年度間+α)	◎	設定しない	設定しない	設定しない	10	10	同管 同担 類管 類担 - 5 6 3 7 3 4 1 4 1 2 -	0	-
			業務の成績(技術者評定点) (過去4年度間)	◎	28	28	28	18	28 <100%>	25<90%> 22<80%> 20<70%> 17<60%> 14<50%> 8<30%> 3<10%>	0	-
			業務表彰の有無 (過去4年度間+α)	◎	5	5	5	5	5	B:3 B:2	0	-
			手持ち業務件数、金額	-	確認済み	確認済み	確認済み	確認のみ	-	-	-	-
		計【%】		33[16.5%]	33[22%]	33[33%]	33[33%]	-	-	-	-	
	担当技術者	技術者資格等	○	評価しない				-	-	-	-	
	照査技術者	技術者資格等	○	評価しない				-	-	-	-	
		集計【%】		50[25%]	50[33.3%]	50[50%]	50[50%]	-	-	-	-	

※αは、参加表明書提出期限日までの期間 ():近隣地域実績を評価する場合 []:測量の場合

5. 発注方式別の項目別標準配点例(4)

3) - 2 特定・入札段階(予定技術者)

※管理技術者と照査技術者を評価する業務に適用

■「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者及び照査技術者に係る資格の記載がある場合(計画・調査・設計業務で、照査技術者を設定する業務の場合)

(予定技術者の配点は、50点満点。管理技術者に加え、担当技術者又は照査技術者を評価する場合は、成績から3点を配分)

評価項目	評価内容	評価の着目点	発注方式				評価項目毎の評価基準					
			設定	プロポ (総合評価型)	総合評価 (標準型)(1:2)	総合評価 (簡易型)(1:1)	総合評価 (簡易型)(1:1) 業務能力評価型	A評価 (100%)	B評価 (50%)	C評価 加点しない	無効 (特定しない) (指名しない)	
予定技術者	資格・実績	技術者資格等	◎	10[確認のみ]	10(5)[確認のみ]	10(5)[確認のみ]	10(5)[確認のみ]	10(5)	5(3)	0(0)	[資格無]	
		同種又は類似業務等の実績	◎	5[10]	5	5	5	5	3	-	実績無	
		当該業務従事期間	○	[5]	[5]	[5]	[2]	[5]	[3]	[0]	-	
		CPDの取得状況	◎	2	2	2	2	2	1	0	-	
		当該事務所、周辺での受注実績	○	設定しない	(5)	(5)	(5)	(5)	(3)	(0)	-	
		計【%】		17[8.5%]	17[11.3%]	17[17%]	17[17%]	-	-	-	-	
	管理技術者	成績・表彰	同種または類似業務の成績 (業務評定点) (過去4年度間+ α)	◎	設定しない	設定しない	設定しない	10	10	同管 同担 類管 類担 - 5 6 3 7 3 4 1 4 1 2 -	0	-
			業務の成績(技術者評定点) (過去4年度間)	◎	25	25	25	15[15%]	25 <100%>	23<90%> 20<80%> 18<70%> 15<60%> 13<50%> 8<30%> 3<10%>	0	-
			業務表彰の有無 (過去4年度間+ α)	◎	5	5	5	5	5	B:3 B:2	0	-
			手持ち業務件数、金額	-	確認済み	確認済み	確認済み	確認のみ	-	-	-	-
		計【%】		33[16.5%]	33[22%]	33[33%]	33[33%]	-	-	-	-	
	担当技術者	技術者資格等	○	評価しない				-	-	-	-	
	照査技術者	技術者資格等	○	3	3	3	3	3	2	0	-	
		集計【%】		50[25%]	50[33.3%]	50[50%]	50[50%]	-	-	-	-	

※ α は、参加表明書提出期限日までの期間

():近隣地域実績を評価する場合

[]: 測量的場合

5. 発注方式別の項目別標準配点例(5)

3) - 3 特定・入札段階 (予定技術者)

※管理技術者と担当技術者を評価する業務に適用

(橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)、トンネルの点検、診断業務が対象)

■「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、担当技術者に係る資格のみ記載がある場合。

■又は、「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載がある場合
(予定技術者の配点は、50点満点。管理技術者に加え、担当技術者又は照査技術者を評価する場合は、成績から3点を配分)

評価項目	評価内容	評価の着目点	設定	発注方式				評価項目毎の評価基準				
				プロポ (総合評価型)	総合評価 (標準型)(1:2)	総合評価 (簡易型)(1:1)	総合評価 (簡易型)(1:1) 業務能力評価型	A評価 (100%)	B評価 (50%)	C評価 加算しない	無効 (特定しない) (指名しない)	
予定技術者	資格・実績	技術者資格等	◎	10[確認のみ]	10(5)[確認のみ]	10(5)[確認のみ]	10(5)[確認のみ]	10(5)	5(3)	0(0)	[資格無]	
		同種又は類似業務等の実績	◎	5[10]	5	5	5	5	3	-	実績無	
		当該業務従事期間	○	[5]	[5]	[5]	[2]	[5]	[3]	[0]	-	
		CPDの取得状況	◎	2	2	2	2	2	1	0	-	
		当該事務所、周辺での受注実績	○	設定しない	(5)	(5)	(5)	(5)	(3)	(0)	-	
		計[%]		17[8.5%]	17[11.3%]	17[17%]	17[17%]	-	-	-	-	
	管理技術者	成績・表彰	同種または類似業務の成績 (業務評定点) (過去4年度間+α)	◎	設定しない	設定しない	設定しない	10	10	同管 同担 類管 類担 - 5 6 3 7 3 4 1 4 1 2 -	0	-
			業務の成績(技術者評定点) (過去4年度間)	◎	25	25	25	15[15%]	25 <100%>	23<90%> 20<80%> 18<70%> 15<60%> 13<50%> 8<30%> 3<10%>	0	-
			業務表彰の有無 (過去4年度間+α)	◎	5	5	5	5	5	B:3 B':2	0	-
			手持ち業務件数、金額	-	確認済み	確認済み	確認済み	確認のみ	-	-	-	業務量超過
		計[%]		33[16.5%]	33[22%]	33[33%]	33[33%]	-	-	-	-	
		担当技術者	技術者資格等	○	3	3	3	3	-	-	-	-
		照査技術者	技術者資格等	○	評価しない				3	2	0	-
		集計[%]		50[25%]	50[33.3%]	50[50%]	50[50%]	-	-	-	-	

※αは、参加表明書提出期限日までの期間

():近隣地域実績を評価する場合

[]:測量的場合

5. 発注方式別の項目別標準配点例(6)

4) 特定・入札段階（実施方針、特定（評価）テーマ）

※実施方針、特定テーマはプロポ・総合評価とも共通

評価項目	評価内容	評価の着目点	設定	発注方式				評価項目毎の評価基準				
				プロポ (総合評価型)	総合評価 (標準型)(1:2)	総合評価 (簡易型)(1:1)	総合評価 (簡易型)(1:1) 業務能力評価型	A評価 (100%)	B評価 (50%)	C評価 加点しない	無効 (特定しない) (指名しない)	
実施方針等	業務理解度	目的・条件・内容の理解	◎	設定しない	設定しない	20	設定無	100%	50%	0%	記載内容判断不可等	
	実施手順	実施手順の妥当性	◎			10		100%	50%	0%	記載内容判断不可等	
		業務量把握の妥当性	◎			10		100%	50%	0%	記載内容判断不可等	
	その他	重要事項の指摘	◎			10		100%	50%	0%	—	
		円滑な実施に関する提案	○			設定時は上記に含む		—	—	—	—	
	計【%】		50【50%】	—	—	—	—					
特定（評価）テーマに対する技術提案	全体	整合性	特定（評価）テーマ間の整合性	○	設定無	設定無	100%	50%	0%	記載内容判断不可等		
	特定（評価）テーマ1	的確性	与条件との整合	◎			30	20	100%	50%	0%	記載内容判断不可等
			論理的な整理	◎			50	30	100%	50%	0%	記載内容判断不可等
			事業重要度の考慮	○			設定しない	設定しない	—	—	—	—
		事業難易度の考慮	○	設定しない			設定しない	—	—	—	—	
		実現性	説得力	◎			50	30	100%	50%	0%	記載内容判断不可等
	提案内容の裏付け		◎	20			20	100%	50%	0%	記載内容判断不可等	
	利用予定資料の適切性		○	設定しない			設定しない	—	—	—	—	
	独創性	想定事業費の適切性	○					—	—	—	—	—
		高度の検討・解析手法	○					—	—	—	—	—
	特定（評価）テーマ2	的確性・実現性(独創性)について上記を準用	○	設定無			設定無	—	—	—	—	
	計【%】		150【75%】	100【66.7%】	—	—	—	—				
参考見積	業務コストの妥当性	—	—	設定無	設定無	—	—	—	業務規模と大きく乖離			
	業務実施体制の妥当性	—	設定無	設定無	確認のみ	—	—	—	不適切			
技術評価の合計【%】				200【100%】	150【100%】	100【100%】	50【100%】	—	—	—	—	

※αは、参加表明書提出期限日までの期間

(): 近隣地域実績を評価する場合

[] : 測量の場合

6. 同種・類似実績、地域要件、地域精通度、その他の設定に関する補足

6. 同種・類似実績、地域要件、地域精通度、その他の設定に関する補足

■地域要件、地域精通度の設定

プロポーザル方式及び総合評価落札方式における地域要件、地域精通度の採用について明確に運用
⇒地域要件、地域精通度の評価方針を明確化することにより、評価の透明性を図る。

- ・プロポーザル方式では地域要件は設定しない。
- ・総合評価落札方式においては、地域建設コンサルタントの技術力向上、健全育成、有効活用等を図る観点から業務実施可能者数を勘案したうえで、業務内容に応じ地域要件を設定する。
- ・地域精通度は技術者評価（指名、入札段階）の指標とする。

	地域要件 (営業拠点)	地域精通度 (受注実績)
プロポーザル方式	×	○ (原則設定しない)
総合評価落札方式	◎ (企業活用・履行可能者数を勘案)	◎ (指名時、入札時)
価格競争方式（簡易公募）	◎ (原則設定、設定範囲は県内基本)	◎ (指名時)

6. 同種・類似実績、地域要件、地域精通度、その他の設定に関する補足

■調査・設計等業務における技術者資格の設定に関する留意点

- 登録規程に位置付けられた業務については、評価する資格に「国土交通省登録技術者資格」を追加する。

表3-4 技術者資格等の設定の考え方

技術者資格登録簿における 技術者資格等の登録状況	評価対象 技術者	プロポーザル方式		総合評価落札方式	
		選定 段階	特定 段階	指名 段階	入札 段階
登録がない場合	管理技術者	◎ ¹	◎ ¹	◎ ¹	◎ ¹
	担当技術者	—	—	—	—
	照査技術者	—	—	—	—
管理技術者に係る資格 のみ登録がある場合	管理技術者	◎ ²	◎ ²	◎ ²	◎ ²
	担当技術者	—	—	—	—
	照査技術者	—	—	—	—
担当技術者に係る資格 のみ登録がある合	管理技術者	◎ ¹	◎ ¹	◎ ¹	◎ ¹
	担当技術者	—	◎ ²	—	◎ ²
	照査技術者	—	—	—	—
管理技術者及び 担当技術者に係る資格 の登録がある場合	管理技術者	◎ ²	◎ ²	◎ ²	◎ ²
	担当技術者	—	◎ ²	—	◎ ²
	照査技術者	—	—	—	—
管理技術者及び 照査技術者に係る資格 の登録がある場合	管理技術者	◎ ²	◎ ²	◎ ²	◎ ²
	担当技術者	—	—	—	—
	照査技術者	—	◎ ³	—	◎ ³

- ◎¹：原則として設定する項目（表3-5適用）
- ◎²：原則として設定する項目（表3-5-1適用）
- ◎³：照査技術者を配置する場合、原則として設定する項目（表3-5-1適用）
- ：設定しない項目

表3-5 技術者資格

①国家資格 ・技術士 ・博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）
②民間資格 ・RCCM ・地質調査技士（地質調査分野に適用） ・土木学会認定技術者【特別上級、上級、一級】（土木関係分野に適用） ・コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） ・土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等

表3-5-1 技術者資格

①国家資格 ・技術士 ・博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）
②国土交通省登録資格
③上記以外の民間資格 ※②以外で、これまで評価していたRCCM、土木学会認定技術者などの資格等

7. 選定・指名段階段階における評価に関する確認内容等

7. 選定・指名段階段階における評価に関する確認内容等

追加

■入札参加者への問合せ

○参加資格に係るものに限り確認（問い合わせ）を行うことができるものとし、
加点点評価に係るものは確認（問い合わせ）をしてはならない。

同種・類似実績における「0点」は、
R8年4月ひな形より記載

◇事例1（参加資格項目）

- 技術士資格の資格証明書の未提出の場合
- 同種・類似の業務実績が、様式及びテクリスデータで判断出来ない
 →資格確認や実績確認のため、追加資料（メール、FAX等）を求めることはOK◎

※確認（問い合わせ）により参加資格の確認ができた場合は、参加資格を満たす者と判断するが、当該項目についての加点点評価は行わないこととする。

→上記で追加確認した場合は、加点する事は×。資格も実績も「評価しない」=0点

（個別事項の評価表は加点点評価を行う項目のため、参加資格の確認を行った内容が、評価項目に該当するものは「評価しない」=0点となる。）

◇事例2（加点点項目）

- 表彰について確認できる資料（表彰状の写し）の未提出の場合
 →表彰の確認のため、追加提出を求める事は×。表彰の「評価しない」=0点

7. 選定・指名段階における評価に関する確認内容等

追加

■簡易公募型競争入札方式の1者参加表明について

公募型競争入札方式及び簡易公募型競争入札方式の選定手続においては、参加表明書の提出者が1者であった場合も有効となります。

【イメージ】

- ① 1者参加表明書提出・・・有効
- ② 12者参加表明書提出→12者指名→1者入札書提出・・・有効
- ③ 15者参加表明書提出→10者指名→1者入札書提出・・・無効

③の場合は、15者について参加資格要件を満足し、1位から10位までを指名するとの考え方をイメージをしております。

②のように参加資格要件を満足する者について全て指名すれば、実質的に競争性が確保されていると解されるため、参加表明者1者も同様、本取扱いが有効となります。

本取扱いは、（簡易）公募型競争を対象としているものであり、通常指名につきましては、従前のおりとなります。

7. 選定・指名段階における評価に関する確認内容等

追加

■当該部門の建設コンサルタント登録等に関する記載

◆複数資格の記載の対応

- ・入札説明書（個別事項）の留意事項において、「**該当する1部門のみの記載があった場合に加点するものとし、複数部門を記載した場合には加点しない**」としていることから、複数部門を記載した場合は、申請者への確認無しで、加点無し（0点）とする。
- ・例として、建設コンサルタント登録の場合を以下に示す。

入札説明書の記述：当該業務に関する部門（建設環境又は廃棄物部門）の登録有り



申請者の記述①：建設環境部門 ⇒ 加点評価する

申請者の記述②：建設環境部門、廃棄物部門その他保有する部門全て ⇒ 加点評価しない

■技術者の資格に関する記載

◆複数資格の記載の対応（上記と同様）

- ・入札説明書（共通事項）の留意事項において、「**前記を超えて複数の資格（部門も含む）を記載した場合は加点しない**」としていることから、発注者が求める数以上の複数資格を記載した場合は、申請者への確認無しで、加点無し（0点）とする。
- ・例として、技術士の場合を以下に示す。

入札説明書の記述：「総合技術監理部門（建設－建設環境科目、資源工学－資源循環及び環境浄化科目、環境－環境影響評価科目、衛生工学－廃棄物・資源循環科目）、建設部門（建設環境科目）、資源工学部門（資源循環及び環境浄化科目）、環境部門（環境影響評価科目）または衛生工学部門（廃棄物・資源循環科目）」のいずれか。



申請者の記述①：総合技術監理部門（建設－建設環境科目）⇒ 加点評価する

申請者の記述②：総合技術監理部門（建設－建設環境科目）と建設部門（建設環境科目）⇒ 加点評価しない

7. 選定・指名段階における評価に関する確認内容等

■管理（主任）補助技術者による評価について

- 簡易公募型競争入札（総合評価落札方式）の標準型及び簡易型については、試行である「次世代の担い手確保・育成」として、管理（主任）補助技術者が追加配置が可能となっている。
（組合せ評価を適用する案件以外は、全て定型で明記）
- 管理（主任）補助技術者の追加配置の申請の場合は、**参加要件の確認、評価点の確認に留意**すること。

管理補助技術者を配置する場合、ここに「管理補助」（主任補助の場合もあり）と記載し、管理技術者とは別に申請様式を作成し提出することが必要。

（様式-2）

・配置予定○○技術者の経歴等

①氏名 (テクリス技術者ID:)		②生年月日	
③所属・役職			
④保有資格 (資格資料の写し等を添付すること。記載する資格は、1つとする。)			
技術士 (部門: 分野:)	登録番号:	登録年月日:	
RCM (部門: 分野:)	登録番号:	登録年月日:	
その他 (名称:)	登録番号:	取得年月日:	
⑤同種又は類似業務、研究経歴 (1件) なお、●●業務が同一業務でない場合は●件までとする。			
業務分類	業務名	発注機関	履行期間
テクリス登録番号:			
⑥過去に同種又は類似業務をマネジメントした実務経歴 (業務分類: □□□□) (例えば、総括調査員または主任調査員に相当する程度の実務経歴)			
業務分類	職務上の立場 (役職名)	機関名 (所属まで記載)	履行期間
⑩CPD取得状況 継続教育(CPD)の登録証明書等を添付すること (1件)			
団体名	証明期間 (1年)	証明書発行年月日	取得単位
	令和 年 月 日 ~ 年 月 日	令和 年 月 日	
本業務の配置予定管理技術者 (○○○○) は、本参加表明書の提出日時点において、○○○○と直接的な雇用関係にあることを誓約します。			

注1) 業務分類には、「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。
 注2) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項に従って、適宜項目の変更、選択し記載する。
 注3) ○○には、「管理（主任）」、「**管理（主任）補助**」、「照査」技術者の各名称を記載する。
 注4) 業務の従事期間について求める場合、管理（主任）補助技術者を配置する場合の管理（主任）技術者については、⑧に従事期間又は実務経歴年数を記載する。
 注5) 技術士等資格については、⑧に記載を証明できる資料を添付する。
 注6) 手持ち業務は、国土交通省以外の発注者（国内外問わず）のものも含め全て記載する。

様式には、補助技術者について、ここで注釈を記載している。

【参加要件、評価点の確認】

	管理（主任）技術者	管理（主任）補助技術者
参加要件	<ul style="list-style-type: none"> 資格、実績 実務経験 	<ul style="list-style-type: none"> 資格、実績
評価点	<ul style="list-style-type: none"> 参加要件における資格と実績は、管理（主任）技術者及び管理（主任）補助技術者の双方とも、要件を満たしている事を確認すること。 実務経験は管理（主任）技術者のみの確認でよい。なお、実務経験の確認は、様式-2の記載内容と合わせて、TECRISの技術者情報でも確認すること。 評価しない（※） 	<ul style="list-style-type: none"> 資格、実績 成績、表彰
	<ul style="list-style-type: none"> 管理（主任）補助技術者が追加配置されている場合は、管理（主任）補助技術者の資格、実績、成績、表彰を評価する事。（間違った場合、手続きの不備「事例13」を参照） 但し、確認の結果、管理（主任）技術者の実務経験が「10年以上20年未満」では無い場合は、管理（主任）技術者の資格、実績、成績、表彰で評価する。（補助技術者の配置が認められないため） 	

7. 選定・指名段階における評価に関する確認内容等

■同種・類似業務の判断について

参加表明書の記載とテクリス等で確認する **内容に齟齬があった場合** は以下とおりの対応とする。

【ケース①】

参加表明書様式の業務分類欄には「同種業務」と記載されているが、テクリス又は添付書類にて業務内容を確認したところ「類似業務」であった。

→「類似業務」として評価

【ケース②】

参加表明書様式の業務分類欄には「類似業務」と記載されているが、テクリス又は添付書類にて業務内容を確認したところ「同種業務」であった。

→「類似業務」として評価

		テクリス・提出書類確認	
		同種	類似
申請様式 への記載	同種	同種	類似
	類似	類似	類似

ケース①

ケース②

7. 選定・指名段階における評価に関する確認内容等

■手持ち業務量の契約金額の確認（算出）方法の補足

①複数年契約の業務の場合

契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。
履行期間の総月数の算出方法は以下の通り。

1ヶ月に満たない日数の月は1ヶ月に切り上げ、履行期間の総月数とする

例：履行期間 4月15日～翌年度7月2日 の場合

総月数は 4月～ 翌年度7月 = 16ヶ月

②当該年度の考え方

<競争参加時>

手持ち業務量の確認日から発注業務の履行期間に含まれる年度を対象とする。

<履行期間中>

業務の履行期間に含まれる年度を対象とする。

③設計共同体として受注した業務の契約金額

設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

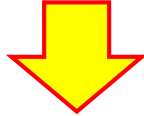
（テクリス登録されている請負金額で確認。テクリス登録されていない場合は、出資比率がわかる協定書の写し等で確認。）

7. 選定・指名段階における評価に関する確認内容等

【令和7年度実施方針より】

■手持ち業務量の緩和

- 契約済み業務の履行期限や補正予算及び翌年度予算による新規業務の発注手続きが年度末に集中している現状に鑑みて、手持ち業務量の制限を一部緩和する試行に取組み、受注機会の拡大を図る。
- 具体的には、**第4四半期に入札契約手続きを開始（公告）する業務は、当該年度内に完了する業務を手持ち業務量の対象外とする。**

件数の例	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	備考
発注業務		基準日(公告日)		入札契約手続き		履行期間			
手持ちの 対象業務	a業務								第4四半期に手続き(公告)を開始する業務は、3月31日以前に完了する業務は、手持ち業務量の対象外とする 手持ち業務量【見直し前】 a~j業務の10件 発注業務の入札参加資格 無  【見直し後】 e~j業務の6件 発注業務の入札参加資格 有
	b業務								
	c業務								
	d業務			履行期間の延期					
	e業務				履行期間の延期				
	f業務								
	g業務								
	h業務								
	i業務								
	j業務								

7. 選定・指名段階における評価に関する確認内容等

■業務履行中の手持ち業務量の制限の担保について

「建設コンサルタント業務等における低価格受注業務がある場合の管理技術者等の手持ち業務量の制限等の試行について」（平成21年11月30日付け事務連絡）にて運用しているが、平成29年3月23日及び令和3年4月14日付け事務連絡にて一部変更しています。

◆手持ち業務量を超過した場合の対応

手持ち業務量超過の報告有り

【当該業務履行中に手持ち業務量について受注者に改善要求の指示】

- ◆報告を受けて7日以内に管理技術者等の交代等改善要求を受注者に指示（手持ち業務量が制限内に収まるよう）
- ◆手持ち業務のどれを交代させるか等は、基本的に受注者の判断
- ◆当該業務の管理技術者等が特定・選定されている場合（^ポ ^味 等）は変更不可
- ◆指示後10日以内に受注者は手持ち業務量等を再報告

手持ち量改善有り

手持ち量改善無し

【当該業務履行中に手持ち業務量の超過改善報告】

『手持ち業務量が改善された』

- ◆指示を受けて10日以内に受注者から改善の報告があった。（管理技術者等の交代（同資格・同成績）等）

【業務の履行体制等の確認】

- ◆手持ち業務量がオーバーしていても、業務成果の品質を確保しつつ履行可能か、履行体制や履行状況を確認し業務監督にあたる。

- ◆手持ち業務量オーバーに起因する、履行の不備や成果品の品質等に不具合の有無

不備、不具合なし

不備、不具合有り

当該業務完了

【減点処分無し】

『業務の完了までに手持ち業務量が制限を超えない又は制限を超えたが改善があり期限内に収まる』

当該業務完了

【減点はなし】

◆ただし、成果品の品質や業務プロセスについては十分チェックのうえ評価を行うこと。

当該業務完了

【総括監督員による減点（-3点）】

- ◆業務執行上の過失として減点対象とする。
- ◆業務実施体制に問題有り。

7. 選定・指名段階における評価に関する確認内容等

追加

参加資格要件の資本関係、人的関係の確認

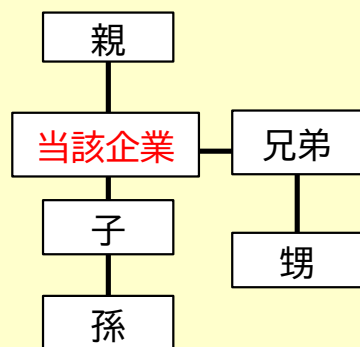
● 公示文及び入札説明書の参加資格要件について、資本関係又は人的関係がある全ての者は、選定（指名）しない旨を記載。

◆ 簡易公募型総合評価落札方式、簡易公募型競争入札方式の記載

[6] 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。なお、本業務に参加表明を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、当該 資本関係又は人的関係がある全ての者を指名しない。

※プロポーザル方式は、「入札に参加しようとする者」が「技術提案書を提出しようとする者」。

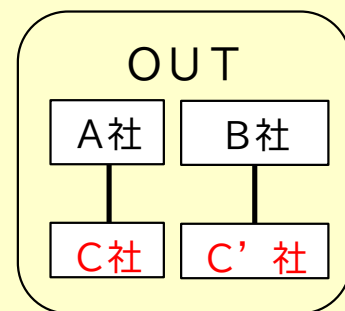
関係の例



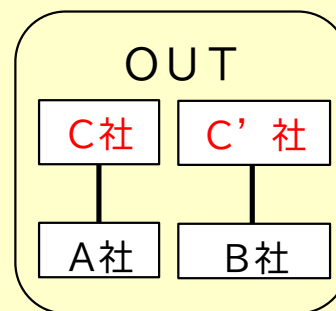
設計共同体の判断（C社とC'社に資本または人的関係がある場合）

※設計共同体と単体が混在する場合、単体は代表者として考える。

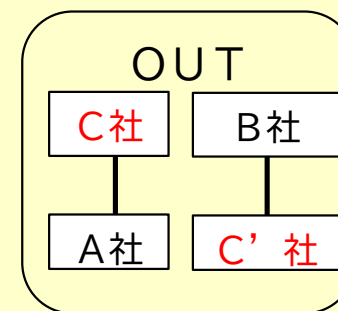
ケース①



ケース②



ケース③



上段：代表者
下段：構成員
の場合

7. 選定・指名段階における評価に関する確認内容等

■同業種設計共同体の評価について

同業種設計共同体の場合は、参加表明書を提出した者（企業・技術者）の経験及び能力については、構成員を含む全ての者について評価し、**各項目の構成員平均点**を評価点とする。

なお、平均して算出する評価点について端数が生じた場合は、小数第1位（**第2位切り捨て**）とする。

◆評価の例 簡易公募型プロポーザル方式 同業種設計共同体(土木コンサル)の評価点算出例 参加表明者(企業)の評価

R8.4ひな形ベース

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト	同業種 設計共同体の評価			
	資格要件	技術部門登録	判断基準		構成員A-1	構成員A-2	設計共同体A	
参加表明者の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等※建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)	① 当該業務に関する部門(道路部門)の登録有り、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関。 ② 上記以外は加点しない。	①5 ②0	道路部門の登録有り ①5	道路部門の登録有り ①5	$(5+5) \div 2 = 5$
	専門技術力	成果の確実性	平成28年度以降の同種又は類似業務等の実績の内容【10年度間+α】	下記の順位で評価する。 ① 平成28年度以降に同種業務の実績がある。 ② 平成27年度以降に類似業務の実績がある。 ③ 業務実績がない場合選定しない。	①9.5 ②5 ③非選定	同種実績有り ①9.5	類似実績有り ②5	$(9.5+5) \div 2 = 7.25 \approx 7.2$ (少数第2位切り捨て)
	その他	ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定の有無	次に掲げるいずれかの認定を受けている場合に加点する。 ① ・ 女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業)※1 ・ 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以降の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業)※2 ・ 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3 ② 上記以外は加点しない。 ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。 ※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。 ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企	①0.5 ②0	認定あり ①0.5	認定無し ②0	$(0.5+0) \div 2 = 0.25 \approx 0.2$ (少数第2位切り捨て)	

～ 以下、省略 ～

修正

7. 選定・指名段階における評価に関する確認内容等

■異業種設計共同体の評価について

異業種設計共同体の場合は、参加表明書を提出した者（企業・技術者）の経験及び能力については、構成員全ての者について評価し、**各項目の構成員の合計点（足し算）**を評価点とする。

なお、平均して算出する評価点について端数が生じた場合は、小数第1位（第2位切り捨て）とする。

◆評価の例

簡易公募型プロポーザル方式 異業種設計共同体（土木コンサル+地質調査）の評価点算出例

参加表明者（企業）の評価

R8.4ひな形ベース

評価項目	評価の着目点		土木コンサル		地質調査		異業種 設計共同体の評価			
			判断基準	評価のウェイト	判断基準	評価のウェイト	構成員A 土木コンサル	構成員B 地質調査	設計共同体 A+B	
参加表明者の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等※建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）	① 当該業務に関する部門（ 道路部門 ）の登録有り、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関。 ② 上記以外は加点しない。	①5 ②0	① 地質調査業者登録有り、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関。 ② 上記以外は加点しない。	①5 ②0	道路部門の登録有り ①5	地質調査業社の登録有り ①5	5+5 = 10
	専門技術力	成果の確実性	平成28年度以降の同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 平成28年度以降に同種業務の実績がある。 ② 平成27年度以降に類似業務の実績がある。 ③ 業務実績がない場合選定しない。	①9.5 ②5 ③非選定	下記の順位で評価する。 ① 平成28年度以降に同種業務の実績がある。 ② 平成28年度以降に類似業務の実績がある。 ③ 業務実績がない場合は選定しない。	①9.5 ②5 ③非選定	同種実績有り ①9.5	類似実績有り ②5	9.5+5 = 14.5
	その他	ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定の有無	次に掲げるいずれかの認定を受けている場合に加点する。 ① ・ 女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）※1 ・ 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業）※2 ・ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3 ② 上記以外は加点しない。 ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。 ※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。 ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。	①0.5 ②0	次に掲げるいずれかの認定を受けている場合に加点する。 ① ・ 女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）※1 ・ 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業）※2 ・ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3 ② 上記以外は加点しない。 ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。 ※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。 ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。	①0.5 ②0	認定あり ①0.5	認定無し ②0	0.5+0 = 0.5	

～ 以下、省略 ～

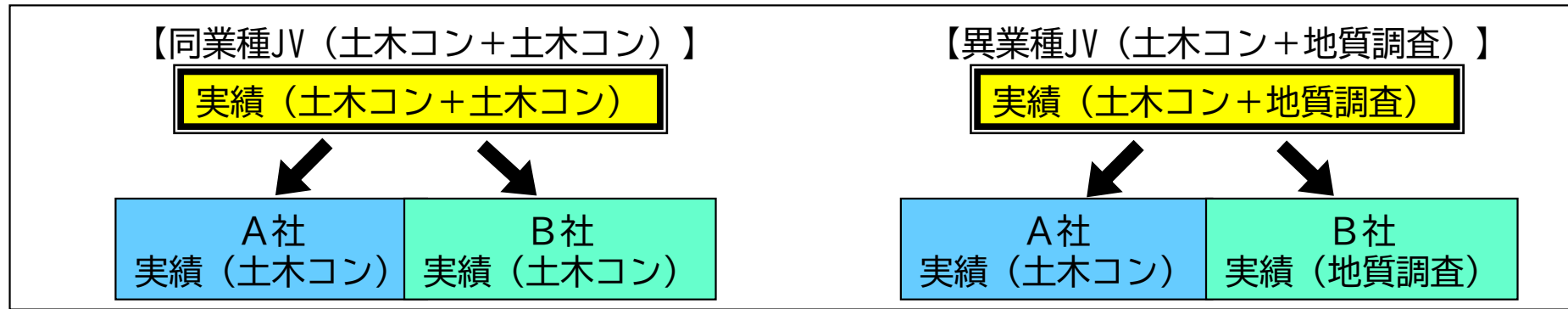
7. 選定・指名段階における評価に関する確認内容等

追加

■設計共同体業務の実績・表彰評価について

①設計共同体（JV）業務の実績の評価（企業・技術者）

参加者に求める同種・類似実績について、異業種JVの実績は、構成員毎に分担所掌した業種のみ認めている。

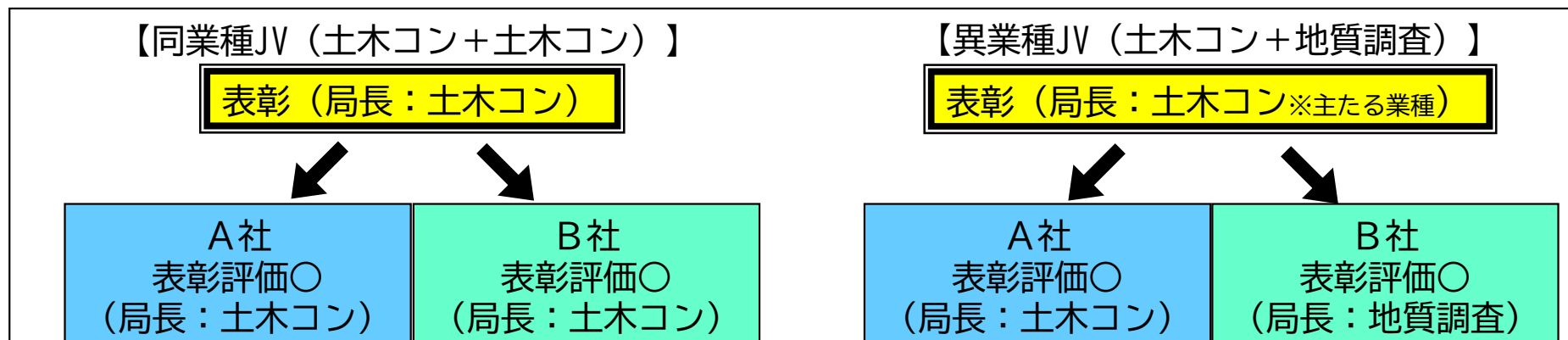


②設計共同体（JV）業務の表彰の評価（企業）

同業種JVの表彰については、全ての構成員が受賞したものと評価。

異業種JVであっても表彰は1つであることから、分担所掌した業種それぞれで受賞したものと評価。

※主たる業種の「土木コン」で受賞した場合でも、両方の業種で受賞（「土木コン」と「地質調査」）したものと評価。



※技術者表彰は個人表彰であり、JVによる業務であっても表彰技術者のみ評価

7. 選定・指名段階における評価に関する確認内容等

■配置予定技術者の過去4年度間の業務成績評価の算定

【令和7年度実施方針より】

- 技術者の業務成績評価の平均点の算出は、配置予定技術者が、管理（主任）技術者又は担当技術者として携わった業務における役割に応じたテクリス登録技術者評価点の平均点を評価する。
- なお、成績評定については、業務評定だけでなく、技術者評定も留意して付与すること。
- 業務途中において、諸般の事情により、担当技術者から管理技術者、又は照査技術者から管理技術者に変更した場合、最終的な役割で評価する。

別表

項目別評定点

(2) 設計業務「調査・計画業務」
業務名：令和〇年度 ○〇〇〇業務

考 査 項 目	細 別	業務評定 (評定点/満点)	技術者評定			
			管理技術者 主任技術者 (注1・2) (評定点/満点)	担当技術者 (評定点/満点) (注1)	照査技術者 (評定点/満点) (注1)	
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	16.0点/20.0点	16.0点/20.0点	4.0点/5.0点	
	実施状況の評価	執行管理	4.0点/5.0点	4.0点/5.0点	4.0点/5.0点	
		品質管理	15.0点/20.0点	15.0点/20.0点	22.0点/30.0点	一点/50.0点
		業務特性	8.0点/10.0点	8.0点/10.0点	10.0点/12.5点	
		創意工夫	2.8点/4.0点	2.8点/4.0点	2.8点/4.0点	
	説明調整能力の評価	説明調整能力	4.8点/6.0点	4.8点/6.0点	4.8点/6.0点	
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	3.5点/5.0点	3.5点/5.0点	5.3点/7.5点	
結果の評価	成果物の品質	24.0点/30.0点	24.0点/30.0点	24.0点/30.0点		
評定点の小計(注3)		78点/100点	78点/100点	77点/100点		
事故等による減点		0点	0点	0点		
瑕疵修補又は損害賠償による減点		0点	0点	0点	一点	
その他()		0点	0点	0点	一点	
総合評定点(注3)		78点/100点	78点/100点	77点/100点	一点/100点	

企業の平均評定点の対象

技術者の平均評定点の対象
(各業務の役割に応じて)

※企業及び技術者の平均評点点については、少数第一位（少数第二位を四捨五入）して評価する。

※照査技術者として携わった業務は対象外とする。

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。
2. 測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。
3. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

7. 選定・指名段階における評価に関する確認内容等

■橋梁及びトンネルの点検、診断業務における担当技術者の評価の考え方

1. 評価する担当技術者

- ・点検員、検査員及び調査技術員として業務に従事する者を評価の対象とする。
 【橋梁】：橋梁定期点検要領の橋梁点検員、橋梁検査員（補助者は対象外）
 【トンネル】：道路トンネル定期点検要領の点検員と調査技術者（補助者は対象外）
- ・技術者資格の人員数を確認する。（氏名及び担当技術者の資格証明は、技術提案書提出時は求めない。）
 （①国家資格〇人、②国土交通省登録技術者〇人、③：②以外の民間資格〇人、④：①②③以外〇人）

◆入札説明書の記載例

（5）配置予定担当技術者の経歴等←

- ・本業務は、配置予定担当技術者に対する評価は対象外のため、様式－7①～④の記載は必要ない。←
- ・本業務は、配置予定担当技術者に対する資格を評価する業務であり、技術者資格を記載する配置予定担当技術者は、〇〇点検要領の〇〇員として本業務に従事する者とする。←

【〇〇員は、該当する点検要領に記載されている名称を業務区分に応じて選ぶ ←

例）橋梁点検（診断なし）業務の場合：橋梁定期点検要領の橋梁点検員←

トンネルの点検と診断の場合：道路トンネル定期点検要領の点検員及び調査技術者】←

- ・橋梁定期点検要領で点検員又は検査員として従事する者。
- ・道路トンネル定期点検要領で点検員又は調査技術者として従事する者。
 （点検のみの場合は、点検員のみとする）

7. 選定・指名段階における評価に関する確認内容等

■橋梁及びトンネルの点検、診断業務における担当技術者の評価の考え方

2. 複数の担当技術者の提出方法

- ・技術者資格について、1名につき1資格として人員数を記載する。
- ・様式－7に各資格の人員数を記載する。

【担当技術者の技術者資格に対する人員の記載例】

4人の担当技術者で、下記の施設を担当する場合

鋼橋の点検に従事する者（2人）
担当A
担当C

コンクリート橋の点検に従事する者（4人）
担当A
担当B
担当C
担当D

4人の技術者資格
担当A：技術士（建設部門－道路）（※①に該当）
担当B：コンクリート診断士（※②に該当）
担当C：土木学会の1級（鋼・コンクリート）（※③に該当）
担当D：①②③以外の資格（※④に該当）

◆様式－7の記載例

配置予定担当技術者の技術者資格		
① 技術士	1	人
② 国土交通省登録技術者資格	1	人
③ ②以外の民間資格	1	人
④ ①②③以外	1	人

3. 複数の担当技術者の評価方法

- ・評価は、提出された担当技術者全員の評価の平均

担当技術者の評価点

$$(3点 \times 1人 + 3点 \times 1人 + 2点 \times 1人 + 0点 \times 1人) \div 4人$$

$$= 8 / 4 = 2.0点 \quad (\text{少数第2位を四捨五入})$$

技術者資格は、業務計画書提出時に参加表明書提出時の技術者資格と同等かを確認すること

8. 特定・入札段階における評価に関する 確認内容等

8. 特定・入札段階における評価に関する確認内容等

追加

■CPD（継続教育）の活用について

○評価の対象

測量については、測量系CPD協議会が発行する「測量CPD学習履歴証明書」を評価の対象とする。

測量以外（土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務）は、建設系CPD協議会の構成団体が発行する「CPD登録証明書等」を評価の対象とする。

確認する資料は、各団体が発行する「CPD登録証明書等」の写しを基本とする。なお、各団体が運営するホームページからダウンロードされる証明書については、各団体の取扱いにより判断することになる。

（例えば建コン協会のCPD解説書には、HPからダウンロードした証明書は「印章はないため、CPD記録登録証明書の原本性を担保するものではありません」と明記しているため、証明書として扱わない。）

また、複数の団体の証明書の単位を合算で評価することはしない。

○評価基準

・建設系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育（CPD）の登録証明書等での年間の取得単位で評価。

- ①50単位／年以上。（2点）
- ②25単位／年～50単位／年未満。（1点）
- ①②以外は、評価しない。（0点）

・測量系CPD協議会が発行する継続教育（CPD）の登録証明書等での年間の取得単位で評価。

- ①20単位／年以上。（2点）
- ②10単位／年～20単位／年未満。（1点）
- ①②以外は、評価しない。（0点）

○CPDの登録証明書等の発行日

CPD登録証明書等の有効期限は、公示日から過去**3年**以内又は公示日以降に発行されたものとする。

○取得単位の評価期間

評価期間は年単位で評価することとし、証明期間も1年間に限る。

なお、証明期間は公示日から過去**3年**以内の日付が含まれていること。含まれていない場合は、評価しない。

8. 特定・入札段階における評価に関する確認内容等

■CPD（継続教育）の活用について

○入札説明書の記載例

【土木関係コンサルタント・地質調査業務】

- ・建設系CPD協議会の各構成団体※が発行するCPDの取得実績を記載する。
- ・取得単位の証明として、建設系CPD協議会の各構成団体が発行するCPDの登録証明書の写しを添付すること。なお、**単位取得の証明期間は、1年**とする。
- ・証明書は1件とし、当該業務の公示日から過去**3年**以内又は公示日以降に発行されたものであること。また、公示日から過去**3年**以内に取得単位の証明期間の一部が含まれていること。
- ・記載様式は様式－2とする。

【測量業務】

- ・測量系CPD協議会が発行するCPDの取得実績を記載する。
- ・取得単位の証明として、測量系CPD協議会が発行するCPDの登録証明書の写しを添付すること。なお、**単位取得の証明期間は、1年**とする。
- ・証明書は1件とし、当該業務の公示日から過去1年以内又は公示日以降に発行されたものであること。また、公示日から過去**3年**以内に取得単位の証明期間の一部が含まれていること。
- ・記載様式は様式－2とする。

○参加証明書の様式

様式－2（配置予定○○技術者の経歴等）に追加

①CPD取得状況 継続教育(CPD)の登録証明書等を添付すること（1件）			
団体名	証明期間（1年）	証明書発行年月日	取得単位
	平成 年 月 日～ 年 月 日	平成 年 月 日	

注）CPDの登録証明書の添付が無いもの及び、複数件の証明書を添付したものは加点しない。

8. 特定・入札段階における評価に関する確認内容等

■CPD（継続教育）の活用について

○評価期間の考え方

	過去3年間 ← 公示日 →	評価単位	評価
ケース1	証明期間:1年間 登録単位:55単位 証明書発行日 ○	55単位/年	評価する
ケース2	証明期間:1年間 登録単位:50単位 証明書発行日 ○	50単位/年	評価する
ケース3	証明期間:6ヶ月 登録単位:30単位 証明書発行日 ○	30単位/年	評価する
ケース4	証明期間:1年間 登録単位:40単位 証明書発行日 ○	40単位/年	評価する
ケース5	証明期間:1年間 登録単位:100単位 証明書発行日 ○	0単位/年	評価しない
ケース6	証明期間:2年間 登録単位:130単位 証明書発行日 ○	0単位/年	評価しない
ケース7	証明期間:1年間 登録単位:70単位 証明書発行日 ○	0単位/年	評価しない

※建設系CPD協議会の加盟団体（令和5年4月現在）

- (公社) 空気調和・衛生工学会
- (一財) 建設業振興基金
- (一社) 建設コンサルタンツ協会
- (一社) 交通工学研究会
- (公社) 地盤工学会
- (公社) 森林・自然環境技術者教育研究センター
- (一社) 全国上下水道コンサルタント協会
- (一社) 全国測量設計業協会連合会
- (一社) 全国土木施工管理技士会連合会
- (一社) 全日本建設技術協会

(建設系CPD協議会HPより)

- 土質・地質技術者生涯学習協議会
- (公社) 土木学会
- (一社) 日本環境アセスメント協会
- (公社) 日本技術士会
- (公社) 日本建築士会連合会
- (公社) 日本コンクリート工学会
- (公社) 日本造園学会
- (公社) 日本都市計画学会
- (公社) 農業農村工学会

8. 特定・入札段階における評価に関する確認内容等

追加

■技術提案書における参考見積の未提出の対応

- ・技術提案書における**参考見積が未提出の場合**、入札説明書では、以下の通り記載していることから、**特定しない。**

1 1. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項等

3) 技術提案書の内容に関する留意事項

(2) 参考見積

- ・参考見積の提出がない場合は、業務規模の確認が出来ないため、特定しない。
また、技術提案書（ヒアリング含む）の評価も行わない。

8. 特定・入札段階における評価に関する確認内容等

修正

■技術提案書の文字サイズに関する評価(令和8年4月1日以降の公告から適用)

【評価内容】

- ・これまでの技術提案書についても、入札説明書に「文字のサイズは10ポイント程度」と明記し作成を求めているが、「業務フロー」や「工程表」、参考に記載されている「図表」に使用されている文字サイズが著しく小さいため、評価のための確認に支障を来している提案書がある。
- ・このため「文字のサイズは10ポイント程度」は変更しないが、「業務フロー」や「工程表」、「図表」について、**A4印刷**した技術提案書で視認しづらい文字サイズや図表がある場合には、その部分は評価しない事として、今後運用する。
(参考として、業務フローや工程表、図表でも6ポイント以下の場合、内容の確認は難しい。また、6ポイント以上でも視認できない内容は評価しないことがある。本文も簡潔に記載されているものを評価する。)

(従前は白黒印刷としていたが、今後は白黒をやめる。但し、A4でカラー印刷した際に、視認できない場合は、上記の対応とする。)

【簡易公募型プロポーザル方式の入札説明書(共通事項)における記載例】

1 1. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項等

1) 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、別紙(様式-13、15 A4判)に示すとおりである。なお、文字のサイズは10ポイント程度とし、**A4判で印刷**した技術提案書に視認しづらい文字サイズや図表などがある場合、その部分については評価の対象としない。

※赤字はR8.4から適用(従前は白黒印刷としていたが、白黒をやめる。)

参 考

- ・参考1. 低入札価格調査基準の算入率・範囲の改定について
- ・参考2. 品質確保基準価格による低価格入札対策の試行
- ・参考3. 業務事故による受注機会への影響

参考1. 低入札価格調査基準の算入率・範囲の改定について

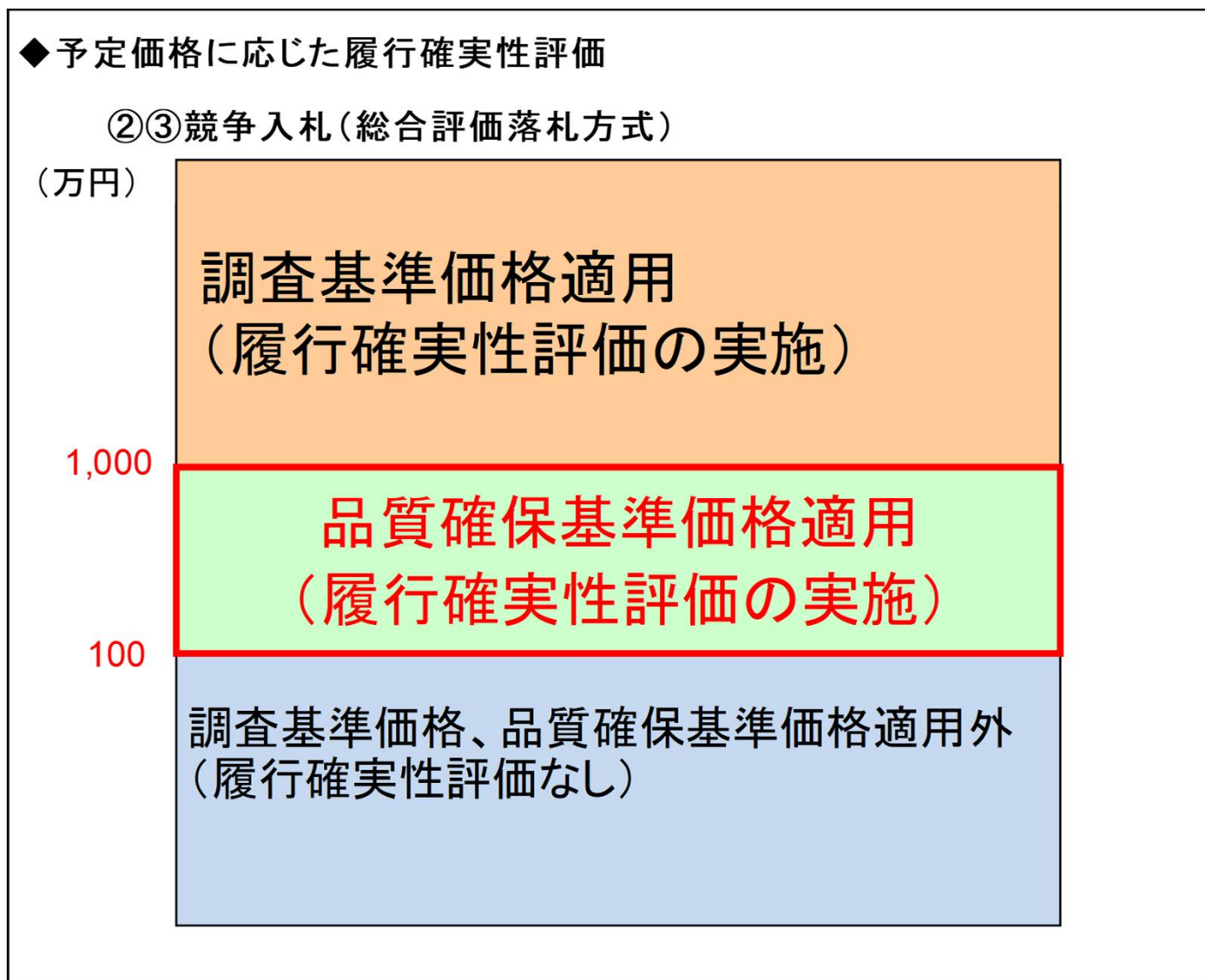
低入札価格調査基準の見直しについて

- 令和6年4月1日以降に入札公告を行う測量業務、地質調査業務、設計業務、補償コンサルタント(補償コン)業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.48から0.50(補償コン業務は0.45から0.50)へ引き上げ
- 令和6年4月1日以降に入札公告を行う設計業務、補償コン業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から81%へ引き上げ

	現行	改定
測量	設定範囲：60%～82%	設定範囲：60%～82%
	<ul style="list-style-type: none"> 直接測量費 ×1.00 測量調査費 ×1.00 諸経費 ×0.48 	<ul style="list-style-type: none"> 直接測量費 ×1.00 測量調査費 ×1.00 諸経費 ×0.50
地質	設定範囲：2/3～85%	設定範囲：2/3～85%
	<ul style="list-style-type: none"> 直接調査費 ×1.00 間接調査費 ×0.90 解析等調査業務費 ×0.80 諸経費 ×0.48 	<ul style="list-style-type: none"> 直接調査費 ×1.00 間接調査費 ×0.90 解析等調査業務費 ×0.80 諸経費 ×0.50
設計	設定範囲：60%～80%	設定範囲：60%～81%
	<ul style="list-style-type: none"> 直接人件費 ×1.00 直接経費 ×1.00 その他原価 ×0.90 一般管理費等 ×0.48 	<ul style="list-style-type: none"> 直接人件費 ×1.00 直接経費 ×1.00 その他原価 ×0.90 一般管理費等 ×0.50
補償コン	設定範囲：60%～80%	設定範囲：60%～81%
	<ul style="list-style-type: none"> 直接人件費 ×1.00 直接経費 ×1.00 その他原価 ×0.90 一般管理費等 ×0.45 	<ul style="list-style-type: none"> 直接人件費 ×1.00 直接経費 ×1.00 その他原価 ×0.90 一般管理費等 ×0.50

参考2. 品質確保基準価格による低価格入札対策の試行

- 履行確実性評価を予定価格1,000万円以下の簡易公募型競争入札方式総合評価落札方式にも適用。
調査基準価格に相当する品質確保基準価格を予定価格1,000万円以下の総合評価落札方式に設定する。



※ 品質確保基準価格の算出方法は、調査基準価格の算出方法による。

参考3. 業務事故による受注機会への影響

